開　会　　午前１０時００分

○議長（小松則明君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

初めに、町長より発言を求められましたので、これを許します。町長。

○町長（平野公三君）　議長のお許しをいただきましたので、旧役場庁舎の解体関連補正予算について発言をいたします。

旧役場庁舎の取り扱いにつきましては、11月に開催した意見交換会と11月30日の議会議員全員協議会を経て、12月８日開催の第12回議会議員全員協議会において年度内の解体に向けた私の意思を明確にしたところであります。

その理由としては、期間中にいただいた意見の数々に心を揺さぶられる思いはしながらも、旧役場庁舎の問題を今生きる我々の課題として認識した上で、多くの方が望む解体を実行して、みんなが前を向けるようにするのが私の使命である、その１点に尽きます。あわせて12月８日当日、旧役場庁舎の取り扱いに関連するご指摘をいただいた各種の課題に対する、私の考え方を申し述べました。すなわち、東日本大震災津波による犠牲者、行方不明者に対する鎮魂と慰霊のあり方、震災アーカイブの構築と震災伝承、災害検証、防災教育の推進のあり方であります。

私としては、旧役場庁舎の解体に間髪入れずこれらの事業を展開していく所存であり、現に幾つかの事業については事業見直しを行い、具体的な取り扱い方針を指示しております。また、身元不明者のご遺骨の納骨施設については、今定例会に関連予算を上程しております。旧役場庁舎を保存したいと考えている方々の思いもくんだ施策が、今まさに走り始めようとしているところであります。

しかしながら12月10日、私のこの方針に大きな待ったがかかりました。すなわち、議会の復興まちづくり特別委員会による、旧大槌町役場庁舎解体費用を計上した補正予算を12月定例会へ提出することの持ち越しを求める意見であります。

議員の皆さんにおかれましては、マスコミ報道や11月30日の議会議員全員協議会で明らかになったとおり、この問題に対する賛否がさまざまであったにもかかわらず、最終的には具体的な議論は私の施策が具体的な姿を見せ始めてからすべきという点で一致したということであります。これは、すなわち旧役場庁舎のみを見るのではなく、まちづくり、防災、慰霊、教育、そういった周辺事項を巻き込みながらも、より高い目線、大

きな目標を持って復興後のまちづくりを見据えること、旧役場庁舎が実質的に担ってしまっている慰霊施設としての機能については、納骨施設といった手を合わせる場をつくることでその役割も変わっていくものであろうとすること、そして震災継承をしっかりと行うこと、それから議論しても遅くはないであろうという考えであると受けとめたところであります。

私は、町民の信を得て当選した町長であります。言うまでもなく議員の皆様と双璧をなし、有権者を代表している存在であります。議会と首長が是々非々の関係とよく言いますが、地方自治制度は場合によっては自治体を二分するような議論が展開されることを想定しており、一定の場合には議会による首長の不信任決議、首長による議会の解散や専決処分、さらには住民による議会の解散請求、首長の解職請求といった手続も用意されるところであります。このことは、そこまで議論を尽くしてもよいという制度のあらわれであると認識をしております。

しかしながら私が、そして議会も町民もそこまで突き進むことだけは絶対にあってはならないというのは、私の確固たる思いであります。なぜなら、そのような事態を招くと、町は本当に真っ二つに割れてしまう。言うまでもないことですが、大槌は一つしかありません。そして我々の置かれた状況は、一つの大槌の中で二つに分かれてけんかしているほど甘いものではないと、強い危機感を持っております。震災後の大槌町の人口減少は県内最悪の水準であり、復興に向けた課題・問題が山積しており、対立を激化させるようなことは決してあってはならないと考えています。これからのまちづくりに向け、方向性を一つに合わせて向かっていく必要があります。

私は、所信表明で述べたとおり、被災された方々の生活再建、自立再建を１日でも早くなし遂げることが第一の使命であり、そのためには幾重にも立ちはだかる困難や問題に対し適時に先送りすることなく議会も行政も町民も志を一つにし、それぞれが知恵を出し合い、また譲歩をしつつ、ともに乗り越えていくことが必要だと考えております。

今回の旧役場庁舎の取り扱いについては、私は解体の思いは１点の曇りもありません。議会から提出された意見書の内容を深く重く受けとめ、その課題と項目に対する方向性を示し、改めて旧役場庁舎解体に対する予算を早期に計上していきたいと考えております。そのため、本定例会への解体関連予算の計上は提案を見送ることといたします。その結果、私に期待を託してくださった町民の皆様に対し、旧役場庁舎の年度内解体ができず、問題を先送りする形となり、大変申しわけないと思っております。苦しい決断で

あるという事情をおくみ取りいただき、ご理解を賜ればと思います。

また、議員各位におかれましては、この旧役場庁舎の取り扱いについて大槌町のまちづくりにおいて決して避けては通れない課題であり、今後とも適時の提案をいたしますので、ご議論いただきますようお願い申し上げ、以上で私からの発言を終わります。

○議長（小松則明君）　暫時休憩いたします。

休　　憩　　午前１０時０９分

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

再　　開　　午前１０時１９分

○議長（小松則明君）　再開いたします。

東梅康悦議員。

○６番（東梅康悦君）　ただいまの議会運営委員会の会議の内容をご報告したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君）　許可いたします。

○６番（東梅康悦君）　ただいま行われました議会運営委員会の報告をいたしたいと思います。

ただいまは、町長から極めて高度で、そしてまた大きな政治的判断が下されました。町民の皆様の大きな声、そしてまた議会の意見を尊重していただいたことに、衷心より感謝申し上げます。議会運営委員会として、一般質問のことについての対応を協議いたしましたので、そのことをご報告いたします。

本日の定例会開会に先立ち、議会運営委員会を招集し、一般質問を行う議員を交え協議しておりました。既にご承知のとおり、当議会に設置されております大槌町議会東日本大震災復興まちづくり特別委員会は、12月10日付で町長に対し旧大槌町役場庁舎解体費用を計上した補正予算を12月定例会へ提出することの持ち越しを求める意見書を、議会の総意として提出しております。

一般質問の通告は、その意見書の前に既に行われたものであり、その後において意見書として持ち越しを求めるに至ったことから、町長がどのような判断をするにせよ現時点で旧庁舎に関係した質問を行うことは理にかなわないことであると判断し、各議員が取り下げすることになりました。取り下げ議員は予定されている発言順に、芳賀　潤議員は庁舎問題１項目を取り下げます。佐々木慶一議員は全ての項目が庁舎問題に関係するとして、全部を取り下げます。私東梅康悦も、庁舎問題を１項目取り下げます。小笠

原正年議員は庁舎問題だけですので、取り下げとなりました。

以上、議会運営委員会のご報告をいたします。

○議長（小松則明君）　ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、予定されていた一般質問に関し、その一部が取り下げになりましたので、ご承知置き願います。

それでは、進行いたします。

○13番（芳賀　潤君）

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（小松則明君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問を開始する前にお知らせいたします。議員による通告書の読み上げは演壇で行い、再質問は発言席で行います。また、町長よりの最初の答弁も演壇で行い、その後の答弁は自席で行うことといたしますので、ご承知置き願います。

では、芳賀　潤君の質問を許します。芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　新風会の芳賀　潤であります。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

その前に、ただいま町長の発言にもありましたとおり、解体の真意・決意は変わらぬものの、「今ここで町民を二分してはならない。決して先送りということではなくて、解体予算の計上を持ち越す」という、非常に高度な政治判断をしていただきました。そしてまた、住民の皆様にとりまして町長が表明している納骨堂の施設の整備、慰霊の場、震災検証をきちっとすることによって、住民の皆様にそれが明らかになった時点で、議会にも審議をしてほしいというような決意でありました。非常に苦渋の決断だったと思いますけれども、議員の全員の意見書の取りまとめをしました。そういう中で、やはり行政と議会は両輪でありながらも是々非々の姿勢で進むということが、この議会であらわれたものと思っております。今後とも、町政と議会が両輪となりながら進んでいくことを期待するものであります。

それでは、早速通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、役場内部の組織の再編についてでございます。

復興庁においては、平成28年度より「被災者支援総合交付金」を大幅に拡充すると同時に、「地域支え合い体制づくり事業」「被災地健康支援事業」を統合されるなど、これまでの複数の事業を活用して実施されてきた見守り関連事業について、総合交付金への

一元化を図ることが示されております。国では復興期間（平成23年から平成32年度の10年）の中で、平成23年から平成27年度を集中復興期間と称し、平成28年から平成32年度を「復興・創生期間」と称しております。当町としましてもその流れを察知し、被災者支援から総合支援という観点から組織の見直しを行い、限られた職員を効果的に配置し、その中に集中できる環境に再編または創設をしたほうがいいと考えますが、見解について伺います。

２点目であります。大槌町子ども・子育て支援事業計画の推進課題についてであります。

現在の大槌町の就学前の子ども・子育て環境について、さきの６月定例会でも取り上げましたが、一つ目の課題として病後児保育の対策であります。現在の就労環境を見ますと、パートはもちろん正職でも、子供が病気になることにより数日休みを取るということは、なかなか厳しい現状にあると聞いております。また、同様のサービスが釜石市山田町にはあり、現在山田を利用している保護者もあると聞いております。

事業を実施するに当たっては、民間保育所では人材の確保、処遇面で厳しいと思われます。また、この問題は公立保育所の役割に一歩踏み込んだ政策課題であり、その改善に向けた取り組みをぜひ実施していただきたいと考えております。

今までの町の子ども・子育てに関する行政施策を顧みますと、必ずしも子供の環境にお金をかけてきたかというと、甚だ疑問な点もあります。11月26日から仮設保健センターで実施している「もうもう教室」も、計画を見ると月１回の実施であり、病後児保育とあわせた事業にすることも可能と思われます。このような福祉サービスは、利用者が多いからとか利用者が少ないからという類いのものではなく、町の必要なサービスとして実施していかなければならないと考えております。また、病後児だけに限らず、療育、一時預かりなどの充実を図らなければならないと考えておりますが、ご所見を伺います。

二つ目の課題は、町内における老朽保育所等の整備についてであります。町内には５カ所の保育所、２カ所の幼稚園がありますが、その中で被災した２カ所の保育所は修繕・移転改築し、２カ所の保育園も修繕と移転改築で再開しております。非常によかったと思っております。

しかしながら、町内には仮設の安渡保育所、40年を経過する老朽保育所、38年を経過する保育所があり、保育の環境の充実に向けた施設整備を進めていかなければならないと考えますが、見解を伺います。

３点目として、産業振興についてであります。

町では、機会あるたびに防災集団移転促進事業の移転元において、宅地以外の土地購入を事業対象として認めてもらうよう要望しておりますが、いまだ認められておりません。仮にその場所に事業を計画しようと思っている事業者にとっては、早急に結論を出してほしい問題であります。認められたときは事業する人がいなくなっては、本末転倒の話であります。この課題についての国の動向と、町の取り組みの現状、そしてその方向性について伺います。

４点目であります。地域防災活動について伺います。最近の日本は各地でさまざまな災害が発生し、あすにでもどこかで大規模災害が発生しても不思議ではない状況となっていることから、次の点について伺います。

１、平成28年３月に引き渡しとなる大槌消防署、敷地内にヘリポートが設置され、既に宮城県南三陸町や岩手県金ヶ崎町では民間ヘリを活用した災害協定を締結しております。当町でも、有事に備えるという観点から、すぐにでも協定の締結を行うべきと思いますが、町の見解を伺います。

２点目であります。12月１日に町長と大槌町消防団幹部との意見交換会が開催されましたが、今後の消防団のあり方についてさまざまな議論がなされました。そのことについて、町の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君）　芳賀　潤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、役場内部の組織改編についてお答えをいたします。

国においては、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目ない支援の実現を図るなどを目的に、新年度から被災者支援総合交付金を大幅に拡充することとしておりますが、町においても長期化する応急仮設住宅での暮らしによって被災者の心身のケアや孤立防止などが課題となる一方で、災害公営住宅等に移行した方々とその周辺に以前から生活されている方々とのコミュニティ形成への支援のニーズが高まるなど、被災者支援を取り巻く環境は複雑化しており、一貫した支援が必要と考えるところであります。

このため、町といたしましてはこうした課題へ適切に対応するとともに、それぞれの課や室で所管する被災者支援に関する事業について、横断的な事業計画のもと一体的に推進していくため、新年度の組織改編において被災者支援室の体制強化を図り、必要な人員配置を図ってまいります。

次に、大槌町子ども・子育て支援事業計画の推進課題についてお答えをいたします。

まず、１点目の各種子育て支援事業の充実については、病後児保育を初め療育支援や一時預かりなど、現在当町で提供されていない、または十分に提供されているとは言えないサービスがあることを認識しております。子ども・子育て支援事業は、今後の人口減社会を見据えた場合重要な施策の一つでありますことから、今年３月に策定をした大槌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業の優先順位を勘案しながら財源と人員を確保し、計画が掲げる施策を着実に進めてまいります。

次に、保育環境の充実に向けた施設整備については、運営している社会福祉法人の事業計画に沿って円滑に施設整備が進められるよう、ご相談をいただいた際には関係機関との町政や国の補助金等の情報収集及び提供などに努めてまいりたいと考えております。また、町立安渡保育所につきましても、仮設の建物での不自由な保育が長期化していることを大変憂慮しており、まずは年度内をめどに方向性を示し、議会・保護者及び町内の幼稚園・保育園の方々の意見を聞きながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、産業振興についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、防災集団移転促進事業の移転元に活用については、大槌町のみならず沿岸各市町村共通の課題となっているところであり、町としましてもできるだけ早く結論を出したいと考えるところであります。しかしながら、現在国においては居住地以外の土地の購入については事業の対象外ということに変更はないことから、防災集団移転促進事業の移転元にて用地の集約化を図るため、既に購入済みの土地と未購入の土地が交換できるような制度を検討しているとの情報を得ております。なお、土地の購入に当たりましては、抵当権が設定されるケースや相続が行われていないなどの理由により手続に時間を要する案件もありますことから、早めに情報を収集するなど、集約化に支障が生じないよう善処してまいります。

町の取り組みといたしましては、防災集団移転促進事業の移転元の有効活用を図るため、平成27年９月までアイディアの募集を行い、その中でいただいた案などをもとに現在防災集団移転促進事業の移転元の利用計画案を作成しているところであります。今後開催予定の地域復興協議会においても、計画案について住民の意向をお聞きしてまいりたいと考えております。また、先ほど述べました国の動きを注視しながら、移転元地を貸し付けする際の運用ルールの条例化の検討や土地の集約化を含め、利用者にとって使

い勝手のよい方法の検討を進めてまいります。

いずれにしましても、事業を実施した方の意向に添えるようスピード感を持って取り組むとともに、宅地以外の土地購入についても事業対象地となるよう、国への要望も引き続き実施してまいります。

次に、地域防災活動についてお答えをいたします。

このたびの震災では、震災により国道45号線を初めとした町内交通網が寸断され、地域間の交流に甚大な影響をもたらされたことから、大規模災害時における救命救助、捜索活動、人員搬送、物資輸送などにおいてはヘリコプターなどの航空輸送手段の確保が求められるところであります。大槌町地域防災計画においては、航空輸送の手段として岩手県災害対策本部長に対し航空機のあっせんを要請することとしており、岩手県防災ヘリコプターのほか岩手県を介して自衛隊への支援要請を考えております。

一方、大規模災害時においては複数の被災地からの支援要請に対し、航空機が不足する事態も想定されることから、これを補う機能として民間ヘリコプター所有団体との災害支援協定は有効であると考えます。

以上のことから、当町においてもヘリコプターを有するＮＰＯ団体との災害支援協定を取り交わすべく、現在鋭意調整を進めているところであります。

次に、地域防災活動についてお答えをいたします。二つ目。

先般行いました意見交換会におきまして、消防団幹部の皆様から貴重なご意見等をお聞きいたしました。その中で、消防団が抱えている問題として消防団員数の減少や高齢化、被災地域の団員の方々が各地区の仮設住宅へ移転しているため、所属消防屯所への参集に時間を要し、災害への即時対応が困難な状況にあること、消防団員の確保には役場職員の加入や魅力ある消防団とするための対策が必要ではないかなどのお話がありました。

消防団の方々は、このたびの震災において水門閉鎖や避難誘導といった最も危険性の高い最前線において、迅速に活動しております。また、みずからの地域をみずからで守るという先人からの熱い思いを受け継ぎ、火災や自然災害の活動はもとより、日ごろから地域に密着した防災活動にもご尽力されております。

しかしながら、消防団員の勤務先が地域から離れるなど、サラリーマン団員の比率が増加していることから、地域防災力の低下が懸念されるところであります。防災活動の担い手を確保するための対策として、消防団員や消防職員のＯＢの方々など新たな団員

の獲得に向けた機能別消防団員制度を平成28年度から実施予定として、現在調整を図っているところであります。

消防団員の減少は全国的な課題でありますが、大槌町消防団は将来にわたり地域防災力の中核として町民の安心・安全に欠くことのできないものであります。地域に愛される魅力ある消防団を目指し、消防団員の確保についてさまざまな視点から対応策を検討してまいります。

○議長（小松則明君）　再質問を許します。芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　それでは、質問項目に沿って再質問をさせていただきます。

まず、役場内部の組織再編ということですけれども、国のメニューが被災者支援総合交付金に変わっていくということが本当に大きな柱で、旧事業を統合化したりということがメニューの中に出ております。そこで、現状で町の今のサービス体制だったり事業だったりということの課題をどのように認識しているのか。具体的に申し上げますと、例えば災害公営住宅、あと仮設住宅とのかかわりだったり、自力再建なった方もある環境の中で今町が抱えている課題について、答弁願います。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員ご指摘の件でございますけれども、仮設住宅から災害公営住宅、一戸建て住宅への移行が進んでいく中で、やはり継続した仮設住宅の見守りでありますとか、災害公営住宅に移行後の見守り、プラス災害公営住宅で住んでいく中での自治会なり地域のコミュニティの再生といったところが課題であると間変えております。来年度以降組織体制の強化も含めまして、そういったところを現在実施しております各事業にプラスアルファ、今回の交付金を活用して対応してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　現在の町の課題は、今答弁であったとおり支援員さんと呼ばれる方が結局仮設住宅支援ということの事業ですので、仮設住宅に住んでおられる住民にしかサポートができないというふぐあい、そしてどんどんどんどん災害公営住宅ができていったり自立再建が進んでいくと、仮設で住んでいた方が災害公営に入る、自立再建で新しいコミュニティに入るといったときに、どうしても過渡期というか移行期というか、非常に心の意味でも不安要素があるというふうに聞いております。

この総合支援の交付金につきましては、仮設住宅のみで展開してきた支援員さんが総

合交付金に変わることで、仮設から出た災害公営住宅の見守りとか支援もできるという点で非常に画期的なメニューだと思いますけれども、その点について今後の町の取り組みについてお伺いします。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員ご指摘の件につきましては、今回の交付金によりまして仮設住宅から災害公営住宅に移行した場合の、そういった継続した見守りということにも活用できるということでお聞きしております。そういったところの点も踏まえまして、現在役場内部で関係課と調整中でございます。

いずれにいたしましても、災害公営住宅にいましても仮設にいましても、継続した見守りプラス従来保健福祉課での保健師、あと長寿課におります地域包括センター、そういった専門機関とも連携しながら、継続的な支援体制というものは連携しながらとっていきたいと思っております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　答弁でいただいているとおり、災害公営住宅に移行した方々とその周辺に以前から生活されていた方々のコミュニティ形成、非常に大きいわけですよね。被災されて流された人が戻るというコミュニティ形成と、全然違うところに新しい住居を構えるというので精神的にも全然違うと思います。

先ほど答弁にあった「行政の縦割りで金が流れてきて、事業を実施する」というパターンから、今度は答弁書にあるとおり横断的になるわけですよね。そうなれば、縦割り行政のほうが簡単なわけですよ、金出すところと事業実施するところがもう決まっているから。ところがこれが横断的に行くとなると、非常に庁舎内部でも議論のあるところだとは思います。ただ住民にとっては、何課に相談に行こうが、何課に相談に行こうが、「私の悩みを聞いてくれ」って行くわけですから、「あっちに行け」の「こっちに行け」のではなくて、そういう意味で横断的なサービスの機能強化を図ってほしいと思いますが。

その内部調整について、今の民生部長の見解でいいんですが、今支援室が抱えている支援者の問題もあるだろうし、ところが今度災害公営住宅になっていけば、支援室だけの話ではなくなってしまうという今の現状認識の問題の捉え方はいかがでしょうか。ちょっと難しいかもわかんないけれども。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員ご指摘の現状認識というか課題というところにつきましては、仮設住宅につきましてはこれまで復興支援員の方々が見守り等を担ってまいりまして、そういった中で順に災害公営住宅等に移り住んでいかれます。そういった中で変なお話ですけれども、復興支援員さんに頼ってしまって仮設住宅の自治会的な機能がちょっと低下してくる。そういった中で、復興支援員さんに頼りがちになっているという面も、一方であります。それが災害公営住宅に行った場合、そういったところではもう災害公営住宅はずっと住み続けるところです。そういったところで、やはり復興支援員さんなり生活支援相談員さんに頼る部分はあってもいいんですけれども、やはり自治会での自治会体制・コミュニティ体制をつくることで互助の役割の部分をつくっていきながら、行政もかかわりますし自治会もかかわる、お互いが見守る、見守られるという体制を将来のまちづくりの視点からも考えていく視点を見せながら、対応していかなければならないのかなと思っております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　まさしく答弁にあったとおりで、支援者に頼ってばりもいられないわけですよね。この交付金だって終わるわけですから。自治会の機能強化もそうですし、それを取り繕う意味でもこの交付金が使えるという点で、非常にメリットなんだと思います。ただ、非常に精神的にも大変だと思います。ご承知のとおり高齢者世帯の多い中で、自治会長さんを見ればほとんど高齢者の方が多いという中で、仮設から出てこられた方も一緒に生活をするようにコーディネートしていかなくちゃならないというふうな中で、言葉は汚いですけれども煩わしさもあるんだと思います。だからこの交付金を上手に使って、せめてお金の手当があるうちに支援者に頼りがちになるのではなくて自治会機能をちゃんと強化していって、交付金が切れても地域とコミュニティがきちっと形成されるように、やっぱり少しずつやっていかないといけないんだろうと思います。

　最初の支援者の役割っていうのは非常に重いと思いますが、どんどんどんどん予算が縮小になったり、これも聞くところによると５年で終わりますので、その５年で終わったときに支援者がいなくてもいいように自治会活動が回るように、やはり目標を立てていかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　町長。

○町長（平野公三君）　私のほうからお答えいたします。

　震災からもう５年もたっておりまして、仮設住宅だけでなくて災害公営住宅、そして

既存の住宅と、被災された方々だけではなくて町民全体という形で考えていかなくてはならない、それこそ包括という形なんだろうと思います。65歳以上でなくて、町民の方がそれぞれに対してしっかりと支援をしていく体制が必要じゃないかなと思います。ですから高齢者だけではなくて、子育てしているところもありますでしょうし、衣食住にかかわって全般的な支援のあり方というのを考えていかなきゃならないと思います。

ですから今回の交付金については、その辺の知恵を出していく必要があるだろうと思います。また、実際に支援する側のさまざまな方がいらっしゃいます。町内会の幹部の方々、そして民生委員の方々、さまざまいらっしゃいますが、でもそれぞれにまた課題とか問題とか抱えていらっしゃいますから、先ほど議員言われましたようにコーディネートする中間というんですかね、そういう人の役割も設置しなきゃならないんじゃないかなと思います。

町としては最終形というのでしょうか、この５年間でそういう体制をしっかりと立ち上げるということに使えればなと思いました。ですから、１年目でしっかりとなるかどうかはわかりませんが、最終形についてこれからご説明申し上げる機会をつくってまいりたいと思いますので、大槌町としての暮らしとかコミュニティの形成についてはこれを十分に活用して、５年以降しっかりと根ざすようなそういう形にしたいと、こう考えております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　まさしく今町長答弁していただいたとおりの課題です。どうしても今の予算とか事業を見させていただくと、当初で決めたものがそのまま流れるという、ふぐあいがあってもなかなか修正できないわけですよね。ところがこの総合交付金のメニューを見ると、考え方によっては本当にバリエーションが豊かだし、いろいろなものが展開できていく。当初４月に決めて予算は取ってやるんだけれども、実際運用してみたらなかなかちょっとうまくいかないものも出てくると思うんですよね。それを適時修正しながら、年度の中で難しいのであれば、「平成28年度にやったが、こういうふぐあいがあったから、平成29年度には変えていこう」とか、そうやって少しでも前向きな取り組みで住民のサービスが向上するようにしていただきたいというふうに思います。

そこでなんですが、復興の関連ということで最近のマスコミさん、新聞にもあったとおりどうしても応援職員がなかなか充足しないという現状で、この前ニュースになっていました。現状のところ、大槌町にとって来年度必要な人員と確保見込みの人員が、今

の時点でわかるのであればご答弁願います。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○総務課長（土屋　智君）　応援職についてお答えいたします。

来年度につきましても、基本的に現在と同じくらいの規模が必要であろうという見通しを持っていますが、派遣のほうではそろそろ縮小しているところも出てきているというのが正直なところです。ただこれにつきましては、事務事業の見直しでありますとか、復興事業の整理というところで吸収していきたいというふうに考えていまして、若干減る分についてはそういうふうに安易に増員ということではなくて、ある程度減っていくのはよしとしながら対応していきたいというふうな考えであります。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　希望者数と来る見込みに乖離はありますか、ほぼ、ほぼ大丈夫ですか。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○総務課長（土屋　智君）　済みません、お答えします。

「ほぼ、ほぼ大丈夫」といいますか、若干減るであろうという見通しを最初から持っていますので、減る分については想定の範囲内かなと見ております。具体の人数で何人減るというのは、まだ自治体間の答えが出そろっていませんので、お答えはできかねるところであります。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　それであればなおさら、先ほど質問で申し上げているとおり組織を再編して効率的に、今まで上からだけ来たものが少し横断的になって、業務は一時的に煩雑になるかと思いますけれども、整理していけば、もちろん余剰人員なんてあるわけではないので、そういう取り組みをお願いしたい。

あと一つ提案なんですけれども、今まで被災者支援室という名称でやってきました。国の事業も変わるというようなことで、あえて「総合」というふうなメニュー、結局今仮設住宅で暮らしているだけじゃないんですよと。「そこから出た方も、総合的にアプローチしていきましょうね」という国の方向性が示されていますので、町としてもそんなに名前を変えるあれでもないんでしょうけれども、「被災者総合支援室」という名前をつけてみるとか、何か「仮設から出たらもうサービスが終わり」じゃなくて、きちっと役場のほうからもメッセージを出すようなもので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

この件に関しては、以上でございます。

続いて、子供の関係にいきたいと思いますが、答弁の中で「病後児保育であるだとか、町のサービスとして十分に提供されているとは言えないサービスがあるということは、十分認識している」と。改めて、どのようなサービスがやはり充足されていないとお考えでしょうか。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員お尋ねの件でございますが、町の状況を見ますと病児・病後児保育事業は実施されておりません。療育教室におきましても、質問でもございましたとおり月１の開催にとどまっております。釜石市で行っている「すくすく教室」とは、ちょっと開催頻度も少なくなっております。一時預かり保育につきましては、大槌保育所だけというようなところで、実施していない不十分なサービス状況であるということで認識しているところでございます。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　私もそういう事業をやっているから、いろいろな聞き取りもするんですけれども、病児は今熱ある子供を受け入れるというのは、なかなか公立だろうが民間だろうが保育所という機能の中では難しいと。内陸に行けば、病院と併設しているとかということが主流だというふうに思われますので、これを町で例えば県立大槌病院に「そのスペースを確保してくれ」とかというのは、交渉事なんであれなんですけれどもちょっと難しいかなと思いますけれども。ただ病後児に関しては、子供の人数が発生するかしないかわからないわけですよね、現実問題として。そうすれば、民間保育所だと受け入れて初めて料金が発生して収入を得るので、固定的に人員配置するのはまず難しい。そういう観点から、やはりこれば公立の役割ではないかというふうに思うんです。

そうしたときに、ぜひ各保育園さんから意見をいただいて、１日平均でどのくらいそういう対象者がいるのかというニーズ調査をするとか、それが１人に満たないのであれば、これはちょっと考えようなものなんでしょうけれども、５日を目安とすれば１人以上２人くらいいるというのであれば、これを公的なサービスとして位置づけるのも可能なのではないかというふうな考えでお話ししているんですが。今の点について、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　貴重なご提言、ありがとうございます。まさにお話しのとお

り、そのニーズ調査・実態を踏まえていくことが大事なのかなと思っております。病後児保育事業を初め、療育支援の部分については対象者等把握しておりません。一時預かりについては、要望が多いということはもう把握しております。そういった実態も踏まえまして、あと財政的な部分・人的な部分の確保も含めまして、適宜対応していきたいと思っております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　今部長しゃべったように、役場のほうが財政的に大変なんであれば、民間なんて無理なわけですよね。だから、役場でお願いをしたいという話なんですよね。ちょっと考え方、いいか悪いか議論があると思うんですが、高齢者は包括支援センターとか地域ケアシステムとかいろいろなものがありますけれども、子供バージョンがないんですよね。だから、今子育て支援センターが委託であるんですけれども、そういうものも包括した子育て支援のあり方ということで、役場内部につくって、どこかの１室に、すぐとは言いませんけれども。今復興の関連があるからこれだけの職員がいて、これだけの部屋が提供されていますけれども、どんどんどんどん縮小になっていくわけですよね。その中の一角の中に配置をするだとか、例えば民間の保育所で持っていないのは保健師さんなんて持っていないわけですよね。看護師があって、せいぜいです。

でも、それは今子供たちを見るために置いている。ところが内部には、行政の中の配置もあるんでしょうけれども、保健師さんいたり栄養士さんいたりするという中で、そういう子供が来たときに見れるものがないのか。子育て支援という意味で相談に来たときに、タイムリーにそれが提供できるものがないのか。今、子育て支援センターが別になっているけれども、別にしているほうが機能がいいのか、内部に取り込んだほうがやりやすいような気もしないでもない。これは議論の分かれるところだと思いますけれども、そういうやっぱり子育て環境を充実させることによってということも打ち出していくほうが、将来人口であったり、子育て環境が充実している大槌町であるということのメッセージにもつながっていくような気はします。打ち上げ花火で終わるかもしれないし、せっかく人も配置して予算もつけたんだけれども、全然利用に満たなくて無駄金になることのないように、兼務辞令であるとかいろいろな考え方があると思いますけれども、そのような方向で考えていただければいいのかなと思います。

それと、安渡保育所が今未満児を見ておりません。ただこの前話を聞くと、来年度平成28年度未満児の募集もしたというような話も聞いているんですが、そのことについて

答弁あれば。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員お尋ねの件でございますが、安渡保育所につきましては、来年度につきましてはゼロ歳からの募集について受け付けておるところでございます。そういった募集に基づきまして、来年度の４月からは未満児の受け入れも含めて対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　それでは、保育士さんがどうしても確保ができなかったから未満児をあきらめたという経緯があるので、保育士さんの確保ができたのかと、あと未満児の希望者がどのくらい今上がっているのかについて、おわかりになればでいいです。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員お訪ねの件ですけれども、ちょっと今保育所の申し込み状況については集計中でございまして、後ほどわかりましたらご連絡したいと思います。

保育士の確保につきましては、本年度の現体制の人数で来年度も対応する予定にしております。以上でございます。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　現体制ということは、人数は変わらないけれども未満児を見れるということは、卒園時があるから未満児の枠が広がるという解釈なのかな。それとも、人の配置によって保育士１人分、今より保育士の配置として出るから、未満児も受け入れ可能というような判断なんですか。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　お尋ねの件でございますが、現在保育士につきましては５名、園長先生を含めております。そういった中で、定数、未満児の数、４・５歳児の数、保育士さんの定数で見られる体制を整えまして、その中で未満児も保育していくということで考えてございます。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　じゃあ、ちなみに今５名の保育士を配置して、何人の子供を見ていますか。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　今安渡保育所につきましては、未満児はおりません。今15名

で、園長先生は専属でおりますので、実質４名で15名を見ているという形になってございます。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　数の論理で子供の保育環境を語るわけではないんですが、４名で15名見ているというのはものすごい厚いわけですよね、民間にしたら「何だ、その数字は」という話になる。なので、今後の保育の来年度の申し込み状況もあるんでしょうけれども、どの町内の保育士さんも足りないような状況なので、そこら辺は何か調整が可能なような気もするんです。決して責めているわけではないので、実態をやはり町民にもわかっていただくということが議会の役割だと思ってあえて聞きましたけれども、そのようになっていただきたいかなというふうに思います。

続けて施設整備の関係なんですが、ありがたいことにこの前台湾赤十字の王会長さんが来て、町内の被災した保育所の復旧に関して多額の資金をいただいて、保育所の整備がなっております。そのほかに、一部損壊でやられたところ等もあるんですが、先ほど申しましたとおり老朽のところもやはりあるんですよね。

ここで余り触れる気はないんですが、何を言いたいかというと結局民間の場合は建物を建てて、補助金があって、残りを借入金とか自己資金でやるわけですよね。それらを償還計画に乗せて、給料が発生したり経費が発生したりするという世界があるわけです。ところが、片方の民間保育所は補助金があって借金がない。保育費がそのまま経費にできる保育所と、借金抱えてリニューアルした場合の、やはり差が出ますよね。どうしても、競争力の差が出る。そうすれば、今の話保育士さんの確保に戻るんですが、どうしても賃金の「ヨーイ、ドン」での差が出てくるというのが、今までのあり方。だから、公立さんと民間のあり方というのが問われてきたんですけれども。

私は、そんなに数あるわけでない町内の老朽保育所ですので、何も税金を投入してとかという話ではなくて、何かいろいろな資金もあるんだと思うんです。そういうところを民間法人といろいろ意見を交わしながら、その法人単体が極度な借入金とか償還に困らないとか、何で償還に困る計画が不安かというと、やはり子供が減っていくという不安があるわけですよね。母体の大きいところはいいんですけれども、そういう不安が保育所もあると思うので、そこら辺をぜひ十分念頭に入れてやっていきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員ご指摘のとおりそういった事業計画なり、あと事業実施時期なり、そういったところを各社会福祉法人の方と話し合いながら、いろいろ情報交換させていただいて側面的な支援とか、役場のほうとしてもできる部分について協議、対応していきたいなと思っております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　あとは、もう一つ課題というかやってほしいメニューの中で、子供たちだけではなくて、複合的なメニューで施設整備を図っていったほうがいいんだと思います。盛岡の予防医学協会では、保育園と高齢者のデイサービスが一緒になってとか、町長も町内のサポートセンターをごらんになっていただいたり、子供の関係でごらんになっていただいたり、これが縦割りで単体で行われるのではなくて、どうせつくるなら複合的にやられたほうが効率的だし、今核家族がふえていて高齢者が見えていない子供たちで育っていく環境と、高齢者はもう子供は無条件で受け入れるわけですよね。そうやって「子供たちも来るよ」と言ったら、仮設からでも出てきて引きこもり対策になるとか、さまざまな相乗効果が得られると思って、私はそのように思うんですけれども。その点について、今後の町のあり方なので町長のほうからいかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　町長。

○町長（平野公三君）　ご質問ですから。

　先般もさまざまなところにお伺いしながら、高齢者の方々が集っておりました。今ご指摘のとおり、複合的なということで、子供たちと高齢者と。やはり、高齢者の方々は子供たちが出るとにこにこした顔で接している。子供たちも、おじいちゃん、おばあちゃんに優しくされると。そうなれば、やはり子供も優しくなるんじゃないかなという思いがあります。これからの部分ですから、しっかりとその辺も研究しながら、施策として可能かどうかも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　予算とか整備に関しては確かに縦割りなんですけれども、立体的につくることによってさっき言葉で言う横断的なサービスが可能になる。渡り廊下でつないで、何も一つの建物の中に入れろということではなくて、実際やっている市町村もありますので、そこら辺は参考にしていただきたいというふうに思います。この件に関しては、積極的にお話しをしていきたいと思います。

　それでは、３番の産業振興についてお話しをさせていただきます。

９月に、総合政策のほうで跡地利用についてアイディア募集しました。その結果と、今後の買い上げがまだ国に認められていない。統合したり再編したりということは可能なのではないかということで、以前復興局長のほうからも答弁いただいているところではあるんですが、現在の見通しとかこの地域はこういうふうにしていきたいとかという計画について、早急にまとめていきたいとかという話がありますけれども。質問で言ったのは、早急にまとめたい気持ちはわかるけれども、それが１年後だとか２年後になったら、事業者さんがいなくなってしまう可能性もあるので、「いつをめどにまとめ上げるので」というふうなお話はできますか。

○議長（小松則明君）　総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君）　現在、利用計画の策定業務を進めておりまして、こちらの委託期間は一応今年度いっぱいということですので、年度内中に大まかな方向性は出したいなというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　そうなのであれば、私はこの答弁の中に計画案の中に「住民の意向をお聞きして」とかというくだりがあるんですけれども、もう「意向をお聞きして」という場合ではないんですよね。こういうふうに移転元を盛土するとしたら、「ここに来てやりたい人、手を挙げてくれないか。何平米必要なのや。どのような商売したいんですか」というふうに、それこそもう仮申し込みでいいと思うんです。これは国の絡む事業なので、「だめになるかもしれないけれども、町としてはそういうふうに整備をしていきたいんだ」というメッセージを出し、そのことが時間の削減にもなると思います。国が約束して初めてなって、そこから募集していったらまた１年おくれになってしまう。そうしたら、やりたいと思っている人もやれなかったり、グループ補助金も採択受けていて、まだ使い切れていない人たちも多いわけですよね。そういうことを申し上げたいんですけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君）　大水副町長。

○副町長（大水敏弘君）　現状、跡地利用につきましては今事業者の方に希望がないかどうかというのを把握してということで、これから地域の方々と議論をして検討を進めていければというふうに思っておりまして、どちらかというと性急にというよりは、じっくり地域の方々にもご理解いただきながら、これは進めていかなくてはならないことかなというふうに思っております。なので、年度末というとちょっと３カ月しかないので、

もう少し丁寧に地元の方々にも理解いただきながらというふうなことを作業していかなくちゃいけないかなという課題だと思っております。

一方で、土地を利用していくためにはまず集約というのももちろんあるんですけれども、まずかなり用地については防集事業の対象になっている土地がほとんどですので、まず基本的には買っていくということがまずベースかなというふうに思っておりまして、その上でどうしても買えない土地、これについては土地の交換なり、あるいは土地を当面貸してもらうということもあるかもしれませんけれども、そういうような手だてを打って、できるだけまとまって土地利用できるようにしていくということをやっていかないといけないかなというふうに思っております。そういう地権者の状況、土地の状況をまず整理していくというのが一つ。

一方で、産業なり使っていきたいというふうな事業者を見つけていくということも、並行して進めていく。その上で、地域の方々にも「どのように土地利用していきましょうか」「こういうふうに土地利用していきたいんだけれども」というふうなことのご理解、あるいは地域からのご提案も受けていくというような結構複合的な作業になりますので、そういうことを進めていきたい。かつ、できるだけそういう跡地がそのままというよりは、実際に使われていくようにということが大事だと思いますので、そのような方向になるように検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　答弁をあれしているわけじゃないんですけれども、地元理解という話をされましたけれども、跡地利用はグラウンドとかそういうものに展開するんであればそうかもしれないけれども、実際商店主さんだったり、まだ再建できていなくて困っている方々もあるわけですよね。それは、例えば御社地の中心市街地の形成もそうですけれども、計画発表してもテナントとして入ってくれる人が実際少ないという話になってしまう。そうじゃなくて、この移転元について「これだけの規模でつくりたいと思っているけれども」、さっき言ったように例えば「何とかという商売をするために、100坪必要なんだ」とかということをやるほうがいいのかなというふうに思います。

何でかというと、跡地利用、跡地利用と言っても、公園ばっかりではないわけだし、商売やっている方が困っていると。実際住民の理解とは言うけれども、住民は「店をつくってくれ」「病院をつくってくれ」とは言うけれども、本当にそこに行くのかといったら、また別な話になる。だから商店主さんが腹をくくって、そこに「何か営業してもい

いよ」とか「何かで使ってもいいよ」というふうなもの構えのほうがすごく重要だと思うんです、勝負かけているから。店はつくったが、買わなかったということが往々にしてあるじゃないですか。そうならないようにするためには、きちっと土地の利用計画までいかなくても、これだけの面積でここにこう出たときに、「ここに来てやりたい人、手挙げてくれないか」という話をするほうが、私は早いような気もするんですけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君）　大水副町長。

○副町長（大水敏弘君）　それも、もちろんだと思います。例えば今町方もかなりまだ土地利用、新町は津波拠点計画しましたけれども、それ以外の土地利用というのはまだ全然決まっていないという状況です。これから町の中心として再生していくわけで、そこに事業者さんを呼び込んでいって、住民の利便というものも向上させていくというような取り組みをしていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、土地利用をしていきたいと思っているんだけれどもという話を持ちかけて、事業者さんを引き込んでいくというような取り組みもしていかなくちゃいけないのかなというふうに思っておりますので、今いただいたお話も踏まえて跡地利用が加速していけるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　商売をできれば再開したいという希望で、グループ補助金は担保している事業者さんが、それを無駄にしないようにというか返すことのないように、きちっとそれを使ってお店ができるように、他の市町村を見るとグループ補助金を使って店はやったけれども、倒産したとか返さなくちゃならない事案も発生していますので、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

　それで、産業振興に絡むのかなんですが、きのう私のところに来て「吉里吉里地区も防潮堤の工事が１月から始まりますよ」という話がありました。少し道路が切りかわったりという説明があったんですが、吉里吉里海岸の場合大槌町における唯一の砂浜海岸であります。あそこには、シャワー室やらトイレやら炊事場だったりしたものがあって流失しているんですが、多分防潮堤の関係なんだと思いますけれども、あれが復旧する計画というのはありますでしょうか。

○議長（小松則明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君）　たしか前の芳賀議員の質問にもあったと思うんですけれ

ども、そのときにも一度お答えしているかと思いますが、この防潮堤工事平成29年の３月完成予定というところで今県のほうから聞いております。あわせて、フィッシュアリーナの整備のほうも今後進めていくということもありまして、その辺の絡みがあって情報を共有しながらやっているところではあるんですけれども、一応前あったものとして炊事場と、あとシャワー室を兼ねたトイレ、あとポケットパークという新しいトイレがちょっと中央付近にあったと思いますが、その辺をあわせた部分で災害復旧もしくは効果促進等々を活用した形で今後検討していきたいというところで思っているところです。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　あそこら辺の整備がまだ２年、３年かかりますけれども、整備後は観光としても海水浴場としても非常に注目を浴びるところになるんだと思うんですよね。なので、今答弁にあったとおり忘れていないということで、防潮堤ができたらきちっと計画するということで認識をしました。よろしくお願いいたします。

最後の地域防災に関してであります。非常に町長のほうからは前向きに答弁をいただきました。民間ヘリとの協定も念頭に置いて今やっているということ。何でそれを申し上げるかというと、私も一部事務組合で消防の議員もやっている関係から、釜石の消防署にはなかなか土地の確保ができなくて、ヘリポートをつくるのを断念したという経緯があります。大槌の一部事務組合の議員さんも、理解を非常に得て頑張っていただいて、町の単独で駐車場の一角にヘリポートを整備することが今現実としてなっているわけですよね。

そうしたときに、さあ有事の際、訓練でもいいんでしょうけれども、ドクターヘリっていったって自衛隊っていったって、そんなにこんなに大槌に飛んでくる回数が果たしてどうなのかというふうな疑問もあります。365日ヘリポートはあるわけなので、多種多様なものに提供しながら、次の有事の際に備えるということが普通の考え方だと思います。今の答弁で「協定を結びながら」ということなんですけれども、ヘリポートも民間さんに提供できる、それは民間のヘリのほうでやると思うんですけれども、そこについての使用の考え方についてありますでしょうか。

○議長（小松則明君）　危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君）　ヘリコプターの利活用の部分に関しましては多種あるんですが、一応大まかな部分としましては人命救助のためのレスキューの活動の補助・補完的な役割であるとか、あとは負傷者や病人などの搬送業務、あるいは必要な物資の

輸送等もあります。ただヘリコプターの規模によっては、大きいもの、小さいもの限られますので、それらの部分はうまく今後の輸送手段の中で振り分けをしながら対応していきたいなと、このように考えております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　もちろん町長も危機管理室長もヘリの訓練に参加していただいて、民間の実態を見ていただきました。そういう意味で、決して一方的に言っているだけじゃなくて、民間でやっているレベルがあのようにあるわけですよね。そうすれば、大槌消防署のヘリポートというのはものすごく充実した設備です、間違いなく。それを「民間さんにも提供しますよ」「訓練に使っていいですよ」と言っただけでも、ものすごい出入りが頻回になる。そうすれば、同じパイロットでも来たことのある現場と来たことのない現場では、やはり民間のレベルからいうと相当影響力は違うと思うので、ぜひそれを提供できるように一緒になってやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

　それと、かねてから出ていた防災ラジオの貸与が始まりました。「役場に取りに来て、署名すればいいですよ」とかという考え方のようですが、現状の貸し出し状況というものはどうでしょうか。

○議長（小松則明君）　危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君）　きのう浪板地区のほうでも配布を行っておりますが、現時点では配布台数が538台、全体で5,500台準備をしておりますので、普及率のほうは9.78％になっております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　地域でやったり、「役場に借りに来てください」というやり方もあると思うんですが、町内にある会社にこの会社の従業員、大槌町内の従業員の集約をしてもらって、その名簿をつくってもらって貸与するというやり方も一気に普及につながると思いますけれども、そういうのができるのかできないのかわかりませんけれども、私は簡単に考えるとそのようなイメージ持つんですけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君）　危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君）　実際、住民の方も各地区単位でまとめて申し込みをしていただいている部分も実際にあります。この防災ラジオにつきましては、住民の方だけではなく、当然住んでいる場所と働いている、なりわいをされている場所と二つあり

ますので、事業者の方への貸与も想定としてあります。ですので例えば商店会さんであるとか、同じ同業者さんのほうで申込書のほうをまとめていただいて申請いただければ、貸与することは可能になっております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　済みません、私の認識が浅かったです。できるんですね、済みません。早速ふれ回りたいと思います。そして普及率を高めていければなと、そのように思います。

あと、地域防災の２点目で、消防の関係で機能別消防団員制度を平成28年度からやりたいということですが、機能別の種類、役割についてお願いします。

○議長（小松則明君）　消防課長。

○消防課長（菊地秀明君）　お答えします。

機能別消防団は防災対応のラインと、あとラッパ隊員とかの広報活動、この２点の機能別消防団を考えております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○13番（芳賀　潤君）　私も現役の副分団長ですから、そのことについては承知をしております。これがぜひ普及していただくようにお願いをしたいということと、まず団員の確保に向けて、町長も会議には出ていますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君の質問を終結いたします。

午後１時10分まで休憩いたします。

休　　憩　　午前１１時２４分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

再　　開　　午後　１時１０分

○議長（小松則明君）　再開いたします。

先ほど芳賀議員の質問への答弁が保留となっておりましたが、発言を求められましたので、これを許可いたします。民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　先ほど芳賀議員からご質問のありました安渡保育所の次年度の３歳未満児の応募状況でございます。11月28日分までの集計でございますが、安渡保育所を第一希望にしている３歳未満児は１名となっております。全体でも、11月28日現在では10名ということとなってございます。以上でございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君の質問を許します。発言席へどうぞ。

○９番（東梅康悦君）　創生会の東梅康悦でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

午前中にもありましたように、当初３項目ほどを通告しておりましたが、旧役場庁舎につきましては取り下げということで、２項目を一般質問したいと思います。

まず、東日本大震災より５度目の冬が到来し、５回目の正月を迎えようとしております。町内を見ますと、災害公営住宅への入居や住宅再建も進んでおりますが、いまだ多くの方々が応急仮設住宅で不便な日常生活を強いられております。１日も早い住まいの確保と生活再建を目指し日々取り組んでおりますが、さまざまな要因により事業がおくれていることも事実でございます。町民の皆様方の理解をいただくためにも、丁寧な説明が必要になると思いますので、当局の皆様もよろしくお願いいたします。

それでは、二つの項目を通告どおり質問いたします。

まず１番目に信号機の設置でございます。大槌川、小鎚川の両流域から県道あるいは国道へ交わる交差点には、それぞれ信号機が設置されております。両流域沿いは、仮設住宅や住宅再建などにより以前より人口も増加し、工事車両を含む車の往来もふえている状況下で、朝の通勤時間帯は特にも２カ所の信号機において右折する車がスムーズに進行できないことから、渋滞が発生しております。右折専用の信号機の設置を望む声も多数あります。現在の状況をどのように把握しているのか、伺います。

また、信号機の設置は関係機関との協議があり、難しいことは承知の上ですが、その設置の可能性について伺います。

２点目についてです。農業振興についてお尋ねいたします。耕地面積が少ない当町の農業でありますが、各農業者はそれぞれ与えられた環境の中で日々営農に励んでおります。行政におきましても、これまで農協等と連携しさまざまな支援を行い、農業者をサポートしてきました。年明けの１月には沿岸営農拠点センターも稼働となり、特にも産直部門においては年間を通した周年出荷を目指し、頑張っております。

今日までの行政の支援により、ピーマンにおきましては花巻農協管内でも相当な実績を上げております。畜産におきましても、生産者が新山牧場利用組合を立ち上げ、放牧や採草を利用することで奮闘しております。また、水稲は酒米の栽培が定着してきましたし、花の栽培で実績を上げてきている若手農業者も出てきております。放射能の事故から再生産を目指し、シイタケ栽培農家も必死です。恵まれない環境、条件の中で営まれている当町の農業でありますが、町長の農業振興への考え方、そしてまたその方針を

伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小松則明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君）　初めに、信号機の設置についてお答えをいたします。

現在、ご指摘の２カ所の信号機の設置箇所は、朝の交通渋滞が激しいことは承知しており、警察署交通課とも情報の共有をしているところであります。当該箇所につきましては、警察署による実態調査を行った上で、毎年１回の本部への上申がされることになっており、現状では来年夏ごろの予定となっております。信号機設置等は時間を要するものでありますので、町としては今後も地元等の要望を踏まえ、引き続き釜石警察署等へ設置の必要性を要望してまいりたいと考えております。また、今後は町の交通安全対策事業において、当該箇所も含め渋滞箇所など安全な通行の妨げになる箇所について、広報啓発や県道設置も見据えた環境整備など、地域の皆様と協力しながら町内の交通安全・交通事故防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業振興についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、当町における農業は中山間地域という地形的に厳しい環境での営農のほか、東日本大震災の影響を受け、その機能回復等も大きな課題となっております。このような厳しい状況の中、農業に従事される方々のご努力や創意工夫などはもとより、県や花巻農協などの関係団体との連携によって少しずつではありますが復興の兆しが見受けられ、今年度には利用自粛制限が解除されていたシイタケ生産農家が林野庁長官賞を授賞するなど、全国にも誇れる農産物が生産されていることを誇りに感じております。

また、今定例会では沿岸営農拠点センターの指定管理に関する案件も議会に上程する予定となっており、町内農業者から待ち望んでいた産直施設もオープンのめどが立ったことから、農地の通年活用が図れることが期待されるところであります。町の農業振興への考え方、方針につきましては、鳥獣による農産物への被害など農業生産の支障となる要因への対応を図りつつ、持続可能な農業を実現するため地域農業マスタープランに位置づけられた中心経営体など、地域農業の核となる経営体の育成や確保に向け、国や県と連携しながら支援を行うほか、これらの施設の施策のメリットを受けられない小規模や兼業農家においても地域に根ざした生産活動にいそしめるよう、この部分については町独自の事業でカバーするなど、これからも地域の声を聞きながら一つ一つの課題を

整理した上で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君）　再質問を許します。東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　それでは、順番に従って再質問を何点かしたいと思います。

まず信号機の設置でございますが、２カ所というのは皆さん毎日通っていると思いますけれども、大槌町大槌バイパスの沢山、そしてまた大槌バイパス南口花輪田の十字交差点でございます。こうやって、私結構通るんですけれども、私が認識しているにはあそこ２カ所の十字路は車同士の接触事故ですか、そういうのも結構見受けられます。ですので、警察のほうも、あそこは町内においてもそういう事故等が発生しているというのは、もう既に認識していると思います。そしてまた、今この状況下の中で復興工事のため、大型車両の往来も多いです。そしてまた、来年の秋には沢山に一貫教育校が完成し、あそこに子供たちが通学してくるわけでございます。通学路の問題もあると思いますけれども、やっぱりこの答申は来年夏ごろ、年１回ということではございますが、現在の大槌町の状況を鑑みますと、やはり夏まで待ってられないと。やはり相手が警察とか道路管理者の関係もあると思いますけれども、どうしても早めに設置を強く要望していかなければならないと思います。夏ごろの警察本部への上申では、ちょっと遅いのではないかと思いますが、そこら辺早めるような行動なんか考えていってもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員ご指摘のお話ですけれども、通常の事務スケジュールですと来年夏ごろということですが、警察署の交通課とも情報共有しておりまして、釜石警察署のほうには必要性と今の現状と適宜情報共有をしながら、必要性を個別に訴えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　そうですね、まずここで設置すると決めれないところでございますので、ぜひそういう要望活動もしていただきたいと思います。

教育委員会のほうに今度は振りますけれども、今取り上げている２カ所、先ほども言いましたけれども来年の秋には児童生徒が通学の際通るところになりませんか。通るのであれば、安全の対策上ぜひ今言っていることが必要になってくると思うんですけれども、それらこれらを精査した上で、やはり教育委員会として学校なりあるいはＰＴＡと一体となり、どのような状況なんだということをまず取りまとめた上で、教育委員会サ

イドさらも行政側に訴えると。そして、オール大槌で警察当局に訴えると、そういう体制をとっていかなければいけないと思います。教育委員会における現在の２カ所のところをどういうふうに判断して、今後来年度秋の小中一貫校の開校に向けて取り組んでいくのかというところを、まず今の段階でお持ちの考えがあるのであればお示ししてください。

○議長（小松則明君）　教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君）　今のご質問でございますが、今小中一貫校の関係もありまして、道路等につきましては関係部署のほうと定例会議等を踏まえて、一応こちらのほうから要望等については出してございます。また、学校のほうからもそれぞれ通学路だけではなく、それ以外の環境についてもいろいろ提案が出てございますので、それらを踏まえて今後も引き続き協議してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　今大槌町の復興工事が、まず盛んに行われているわけです。なおかつ、来年の秋口には沢山に小中一貫校が整備になると。警察当局にアピールするとき、タイミング的にはすごくいいのかなと私自身は思っています。ですので、ぜひそういう要望活動を、毎日皆さんが通る場所でございます。その渋滞のことも町長初め見ていると思いますので、ぜひそこら辺は要望していただきたいと思います。

　信号機のことで、ちょっと通告から若干外れますけれども、お聞きしたいことがあります。今、町方整備してくるじゃないですか。その信号機のあり方というのも、結構住む方々にとっては重要になってくると思うんですけれども、そういう信号機を設置するのはやはりどういうふうな手順を踏んで、どういうふうなニーズを調査した上で設置しようとしているのか。そこら辺、まずお持ちであれば教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（小松則明君）　都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君）　例えば町方につきましては、来年の夏７月に県道の切りかえを予定をしております。大きなところとか主要な交差点については既に警察さんと協議をしておりまして、信号機を設置してほしいということは話はしておりまして、一応その方向については前向きには検討いただいております。今後、最終的には町方の例えば駅へ向かう道路ですとか、あるいは小鎚川の今の交差点、それからさらには一番東側になりますところの交差点、そういったところには信号機は設置するということでは

一応予定はさせていただいています。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　今、２カ所のバイパスに係ることをまずお話ししましたが、桜木町から直に古廟橋のところにも信号機を設置しております。あそこは右折レーンがないから、結構難しい箇所だと思うんですけれども、やはり片岸が詰まっていれば幾らあそこに設置してもちょっと効果が薄いんですけれども、それはそちらのほうに置いておいて、桜木町も結構あそこ詰まるんですね、朝特に。大型車両なんか前にいると、全然信号機が確認されないから、あそこで赤２回、３回待ちなんていうのもたまになります。ですので、右折レーンはないものの、右折信号機の設置なんかは今後どういうふうに考えていけばいいのか。無理なら無理とおっしゃってもいいんですけれども、そこら辺の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君）　都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君）　現在は、ちょっとまだ右折レーンとかそういうのを設置をする場所がないので難しいということで一応今話はさせていただいていますし、将来的にもちょっとスペースがないので非常に設置は難しいかなということでは、一応協議はさせていただいています。

ちょっと、信号機の処理だとかそういったことについても、一応例えば多少信号機の制御によって右折とか、そういったことの制御ができないかということも、警察さんにはお願いはしております。ただ、ちょっとすぐには対応はなかなか難しいというのは聞いてはおります。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　確かに、難しい質問をこの場でするのもあれなんですけれども、ただ古廟橋に関しましては以前よりは桜木町から来る車に配慮した青の時間設定になり、若干かなり長くなっていると思います。ただ、長いけれども朝の渋滞が発生するということも事実でございますので、ぜひそこら辺も留意してもらいたいなと思います。

信号機に関しましては、役場で決めれる案件ではございませんので、ここら辺でやめたいと思うんですけれども、いずれにいたしましても関係機関への要望活動はぜひ早めにしてもらいたいなと、お願いいたします。

続きまして、農業振興につきまして何点かお尋ねしたいと思います。

まず、答弁にもありましたが、最初に鳥獣害の被害が深刻なんだということでありま

す。町内にも、結構計画的に電気牧柵等の設置がなされています。一体いつごろになったら、町内全域をカバーできるのかなと、その目標年度なんかが、以前も聞いたと思うんですけれども、確認の意味でもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君）　ご質問の件でございますが、よく以前にも「いつごろになったらば、町内全域カバー」という話、確かにございまして、うちのほうで水田台帳をベースに一応推計といいますか、どのくらいかかるのかなというのを試算いたしたところ、約10年程度かかるというふうになっています。この10年というのは「ただし」がつきまして、現在予算化しております県補助金の鳥獣被害防止総合支援事業のみを活用したという試算でございまして、それに基づいてこれが県の補助でありますので継続もされるというふうに見込んだ上で試算した場合、あと10年程度はかかるものかなというふうに一応推計してございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　今、既存の事業を使った場合は10年という回答でございますが、10年もかかったら結構農家の方々、生産者困りますよね。何かよい手だてを考えていかなければならないですね。ぜひ、そこら辺はお互いに知恵を出し合って、まずやっていきたいなと思います。何か、これについてありますか。

○議長（小松則明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君）　議員ご指摘のとおり、「10年かかっていては」というのはそのとおりでございます。私もそのとおりだと思っていまして、この点をどうにかカバーできないかということで、今現在農林で取り組んでいる中山間地域の制度とか、あと多面的機能の交付金事業等々を一応活用いたしまして、この制度に基づいて電気牧柵の購入等も図っていければということで、この組織の方々にお話のほうも現在進めているということでございます。

　また、ちょっとあれなんですけれども、電気柵と申しましてもなかなかこれって鳥獣被害の対症療法的な部分もございます。根本的な部分の解決のためということでは、やはりニホンジカの個体数の調整という部分が肝心かなめの部分ということも理解してございます。そのため現在、以前も申しましたけれども、環境省事業で今現在11月から２月まで取り組んでいる県事業によりますニホンジカの捕獲はもとより、この11月・２月以外の部分につきましても農林水産課所管のほうの鳥獣被害防止緊急捕獲事業というこ

とをあわせて、通年でどうにか鹿の個体数の調整を図っていければというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　まずさまざまな事業を使って、ぜひ終了年度を早めてもらいたいと。そしてまた、電気牧柵のみでなくて、駆除のほうもあわせて行っていって、絶対数を減らしていくという取り組みをしていってもらいたいと思います。

そこで、この電気牧柵の関係でもう１点お尋ねするんですけれども、今まで事業完了した地区がありますね。ただ、その中には農地を集落をまたいで所有しているがために、分散して所有しているために、遠いところの農地の分は本人の勘違いから申請しなかったのか、あるいはそういう説明が不十分だったのかは定かではございませんが、そういう実態もあります。ですので、そこら辺をこれからやる事業とあわせてその見落としていた部分、申告していなかった部分をぜひカバーできないのかというお願いというか質問なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君）　先ほども県の鳥獣被害防止総合支援整備事業というものを活用しておりまして、なかなか今年度も戸保野、安瀬ノ沢ですか、という形で整備を進めてきて、まだまだ大槌川沿いのそれ以降の下のほうですね、まだまだ順番を待っておられる農家もございます。私どもとしましては、やはり今この制度の恩恵が受けられていない地域の方々に、速やかに整備のほうを図るのがまず先決だというふうにも考えておりますが、ただ今議員おっしゃったとおり、以前きっと議員おっしゃっているのは４分の３補助、22年度からたしか鳥獣被害ということで４分の３補助、電牧を購入する際ということの意図でご質問受けていると思うんですけれども、今回やっている県補助金のほうも、今整備を今後進めようとしているところが優先的ではあるんですけれども、やはりそこの地区での要望が要は多かったり少なかったりというのが当然あると思われます。その中で、今まで整備してきた中で漏れている方々についても、その辺可能な限りこの鳥獣被害総合整備事業の県補助金を活用して対応できるものは、対応していきたいというふうには考えてございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　実際漏れている方々もおりますので、そこら辺はまずここは裁判所じゃないんだから、ちゃんと「白か黒」じゃないんだから、そこら辺カバーするのも

行政のお仕事の一つだと思いますので、ぜひそこら辺は柔軟な事業推進の中でやっていってもらいたい。まず一番大事なのは、計画に乗って待っている方々の整備をするというのが一番これはやらなければいけないことですが、今までの事業の中で漏れているところもぜひ救済してもらいたいということをお願いいたしまして、電気牧柵に関しましては終わりたいと思います。

この答弁書からちょっと拾ってまたお聞きしたいんですけれども、この地域農業マスタープランに位置づける中心農家の確保が、本当に課題でございます。その中でも、今中心経営体になっている方々、結構お年をとってきている方々が多いんです。だから、その方々にだけ委ねていった場合、先が限られてくるわけでございます。ですので、次を補う若手農家の発掘・育成が今後必要になってくるのではないかなと思います。みずからがやる気がなければ、幾ら役場とか周囲が頑張っても、これは無理な話なんですね。

ただ、若者等にやる気を持たせるような環境づくり、雰囲気づくり、またこれも必要なんじゃないかなと思うんです。ですので、そのような中で行政が環境づくりですか、そういうことで次の担い手を育成するための環境づくりをするために、今行政は何をやらなければいけないというふうな認識をお持ちでしょうか。

○議長（小松則明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君）　議員ご指摘のとおり地域農業マスタープラン、国のパンフレットによりますと「人と農地の問題を解決するための未来の設計図」といううたい文句がございます。そのとおり、ただ現在の大槌町における中心経営体の状況というものはどうなのかという部分で、その活性化を図らなければならないというのは確かに喫緊の課題だというふうに考えてございます。その中で、国県はもとより花巻農協さん、あとは岩手県農業農村指導士として今町内に２名、あとは予定で１名の方が今度指導士という形になります。また、町内には認定農業者ということで32名の方がおられます。このような、やはり農業の知見がある方々のご意見等をできるだけ反映できるように、そのような方々をメンバーといたしました情報交換会とか研修の場を設ける手だてをとりまして、中心経営体自体のモチベーションまたは若返りといいますか、若い方々へも働きかけができればというふうに考えております。

また、町内農業者の動向などを踏まえまして、新たな中心経営体の発掘のための情報共有の場にもあわせてしていければなというふうには考えております。ただ、これはあくまでも施策というか、マスタープランの発掘というか対策の一つにしか過ぎませんの

で、今後の部分の対策で有効な手だてといいますか対策が、先進地的なところ等々もうちょっと勉強しながら、その対策を強化していければというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　確かに、いろいろなところから優良な事例等も参考にしながら、それが当町に取り入れるものなのかどうかも含めて、さまざまな方法でぜひ若手の後継者を発掘していかなければ、また育成していかなければなりません。これは、何も農業者だけじゃないんですね。漁業においても若手というところが必要となってくると思いますので、ぜひそこら辺はよろしくお願いしたいと思います。

そこで、来年の１月にオープンする拠点営農センターなんですけれども、この間条例の設置案が通って、あした指定管理の関係も出てくるのかな。指定管理が通れば、契約締結の運びになるんですけれども、ただ今産直部分においては年間を通した出荷をしていかなければならないというのは、これはもう農林課の方々も認識していると思うんですが、昔は本当に農協が集めたんですね、野菜を。それで、集めてその中から箱詰めの部分は農協を経由して東京出荷、そしてまた半端な部分に関しましては、箱に入らない部分は地元の成果市場に卸したんです。ただ、ここ何年か前から農協の考え方も東京出荷中心だということで、そういう半端なものは集めなくなったと。ただ、その中でも朝市等が展開されてきたので、そういうものは結構朝市なんかでも販売していたのが、今までの流れだったと思います。

その朝市等も、今回の震災で開催できなくなって、今後沿岸拠点センターの産直部門でそういうものを販売していかなければならないんですけれども、今やっぱり地産地消の中で結構袋単位あるいは束単位で売れることが、結構ニーズになっているんですね。何も箱ものだけじゃないんです。だから地産地消を考えた場合、袋単位・束単位で売ることを今後考えていかなければなりません。ただ惜しいことに、高度な栽培技術を持っていても高齢がゆえに運搬手段を持たないとか、あるいは今後考えられるのが高齢がゆえに免許証返還しなければいけないという農業者の方々も出てくると思います。せっかく拠点営農センターに産直部門を設け、そこでお金が取れる、そしてまた生きがいを持つ、こういう高齢者にとっても結構やる気が出る産直なんですけれども、いかんせんつくったものを運べない、持ってこれないという方々もいるんですね。これ、農協とどう連携していくのかという話になってくると思うんですけれども、あるいはどう指導していくのかなと。拠点センターの設置者は町ですよね。そこを指定管理で農協に委ねるわ

けですから、そこら辺も出荷困難者というのが出てくる。そこら辺、うまく農協とタイアップしていってもらいたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君）　今議員おっしゃったとおりでございまして、実は産直施設がこのほど完成ということで、それに先立ってやはり産直が商売繁盛じゃないですけれども、町民の方はもとより全国から客足が途絶えないような施設にしていきたいということもありますので、花巻農協の東部地区の今のセンター長さんのほうとも実は以前からどのような課題があって、どのような手だてがとれるのかなというような話は、実は以前からというかちょっと「どうしたらいいのかね」というのはありまして、それに先立つ前というか、あることで農家の方に直接行くことが私もありまして、その中でやはり議員が今ご指摘のとおりの「つくれるんだけれども、足がない」とかという話、私自身も伺ってございます。せっかくいいものがあるのに、ましてや産直施設もできるのにそれが出荷できないというのは、やはり大槌町の農業にとっては打撃といいますかあってはならないことだということもあって、実は何か手だてを打てるものはないかということで、センター長のほうとも相談したところではあります。

ただ、どういう形で町が支援できるかとかいう部分、農協さんは農協さんでもうやはりいろいろな集配といいますか、その方法も考えておりますし、またそれに対して町がどのような形で支援できるかという部分も今後詰めていく必要があると。その中で、当然町として支援できるものについては前向きに検討して、支援策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　私の話、ちょっと支援の話になるわけですけれども、この場合は私支援という表現は使いません。ぜひ、農協を指導してください。そこをサポートしてもらいたい。支援ですかね、そこら辺よろしくお願いしたいと思います。

そこで、耕作放棄地の問題がちょっとクローズアップされていますね。何か聞くところによると、耕作放棄地の税金を高く取るんだという国の方針が、新聞紙上でありました。耕作放棄地の解消が、まず取り組みやすい作物への誘導だと思うんですね。その誘導と言えば、一番私感じているのは中でもソバが一番とっつきやすいのかなという感じを持っています。ただ、借り手の中には「雑草や柳の木があって、ちょっと借りても難しい」と。所有者が本当は適正な管理をしていれば、雑草も生えないし柳も生えません。

ただ、そういう管理をできないから耕作放棄地につながっているわけでございますね。ですので、何かそこら辺も借り手がすぐ飛びつけるような耕作放棄地の解消のあり方というのもあっていいんじゃないかなと思う。恐らく、県とか国の事業もあるかもしれませんが、そこら辺をまず研究していって、ぜひ借り手がすぐとっつきやすいような農地管理をやるような施策も必要なんじゃないかなと、この耕作放棄地対策として。そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君）　まず、先ほど議員おっしゃったとおりで、ＴＰＰ関連の対策だとは思われますが、私もマスコミ報道で「耕作放棄地の固定資産税を1.8倍」という数字を見ております。これについて、私がどうのこうのということではないんですが、ただ今現在国の施策として耕作放棄地の部分というのは、国の制度としては現在農地中間管理事業ということで、「貸し手」「買い手」ということで制度自体はあるわけですけれども、実は私も事業の概要説明ということで説明を受けたときに正直なかなか制度自体が難しいといいますか、なかなか１回では理解できなかったなというのが正直ございます。

それで、中間管理事業というものがいかがな内容のものなのかという部分を、まず地区の座談会とか、また農協等の研修会の場とか、そのようなものをフルに活用しましてその制度の理解を進めていきたいというのが１点目でございます。また、もう１点目は実は町の単独の補助事業の中で、農産物等生産振興事業という事業の補助メニューの一つに耕作放棄地解消事業ということで、やはりこれも農協さんのほうとちょっと話をしたときに、耕作放棄地のところに先ほど議員言ったとおりソバというのもありますし、また梅の木という話があるということもあって、実はこの解消事業ということで今年度梅の木の定植に対する補助金というものも創設はいたしております。ただ、私どもの周知の仕方もあるということで反省はしてございますが、今のところまだ活用実績がないという現状でございますので、今年度ももちろんですけれども、また来年度に向けてもＪＡさん等々とも協議しながら、有効的な手だてというものを模索して検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　中間管理機構も借り手と貸し手の関係があるわけですが、ぜひ借りるほうからするとやはりすぐにでも耕作できるようなところを借りたいわけでござい

ますので、ぜひそこら辺は研究してもらいたいと思います。

続けます。そこで、この答弁にありましたが、本当にこの放射能の問題でダメージを受けたシイタケ、ただ利用自粛制限が解除され、当町の生産者においては今年度林野庁の長官賞を品評会でいただいたという、本当によかったなと考えています。ただ、シイタケ生産農家に聞きますと、やはり購入原木に関しては放射能事故があったからすごく高くなったと、購入原木がですね。あるいは、自分で調達する農家の方々においては、「なかなか山さ行って木切るのもおっくうになってきた」という話も聞いています。いずれにしても原木の調達は結構苦労しているなという印象を受けています。

そしてまた、今までは全農が放射能事故絡みの支援事業ということで、種駒の補助があったんですね。ただ、これも去年度までという話も聞いています。いずれ打ち切りになるんでしょう。そうすると、農家の方々も原木の調達には苦労するは、あるいはなかなかうまくいかないんだけれども、でも「シイタケ栽培はやめたくない」「放射能事故には負けたくない」ということで頑張っておられます。ただ、以前よりも生産者が減ったのもこれも事実でございますが、いずれ残って頑張っている方々は本当に一生懸命です。ただ、その中で当町のシイタケを、今後どういうふうに山間地の農業ということで位置づけていくつもりなのか。それによって、このシイタケについてもやはり手のかけ方が違ってくると思うんです。ですので、今後のシイタケをどういうふうに考えていくのかというところを、まずお持ちであればお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君）　シイタケ生産の関係でございますが、まずほだ木の価格高騰という部分でのほだ木の確保という部分で、切ってそれを搬出するのも大変だという声も確かにあるとは思いますが、ただほだ木の部分につきましては、町有林にあるナラの木の活用をまず基本的には図れればなというふうに考えておりますし、また種駒ですか資金の関係でございますが、今回の補正予算にも提案しているんですけれども、県補助の原木シイタケ新規参入支援補助金、シイタケの資金の購入の補助でございますが、この部分でこれの要件というのが実は新規参入者、シイタケ生産の新規参入者６年目以内の方がいる団体への補助ということで、県が３分の１、町が６分の１、合わせて２分の１を補助しているという制度がございます。この県の補助の穴を埋めるという言葉。が適切かどうか、済みません、あれなんですけれども、今言った６年目以内じゃなくても生産している方について、今の県の補助金に準じた形でどうにか町単独でも補助金と

しての制度ができないかということで、実は新年度予算に向けて今現在検討している状況にあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　わかりました。いずれにいたしましても、自分の責任で起きたことで苦労している状況じゃないんですね。本当に原発事故ですごく苦労していますので、そこら辺はまず国県等の動向を見ながら、ぜひ生産者のサポートをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　あと二つ、三つだけお尋ねいたしますが、町長さんは今回のこの町長選にチャレンジするに当たって、一次産業から六次産業まで取り組みたいんだ、一体化したいんだと。その中で、大槌のブランドをつくりたいということで、これは主に水産あるいは農業にも言えると思うんですけれども、町長が考えようとしている大槌ブランドまでのもっていき方、一次産業を六次産業にもっていき方、農業においてはどのようなことをイメージしておられますか。そのイメージしたものを、ぜひこれから産直等も出てまいりますし、農業者の方々もまだまだやる気がありますので、そのイメージしたものをぜひ事業化に結びつけていってもらいたいなと思うんです。ですので、今町長がお持ちのイメージがあるのであれば、ご紹介していただきたいと思います。

○議長（小松則明君）　町長。

○町長（平野公三君）　農林水産物の六次化という形で、実は小っちゃなところではもう、小っちゃい方々は生産をして販売している方々が何人かいらっしゃいます。それがきちんとブランド化になっているかというと、そうではないだろうと思います。やはり各地区に入りながら、農業をやっている方々から直接お話を聞いております。その中では、やはり「やりたいけれども資金がない」とか、そういう部分も聞いております。その辺は、しっかりとこれから六次化に向けた考え方を示していかなきゃならないだろうなと思います。やる気はあるけれども、お金がない。ノウハウもあります。そういう部分では、販路とかさまざまなものがあろうかと思います。その辺については、しっかりと地域の方々、特に農林水産にかかわっている方々とお話ししながら、ブランド化を進めてまいりたいと思います。

　ただ、農業についても水産業についても、なかなかやはり三陸というくくりの中でしかそういうものができていない状況があります。やはり大槌のブランドとなれば、かなり厳しいというか、もっとひねっていかなきゃならないだろうと思います。その辺のこ

とはさまざまな方々から知恵を拝借しながら、そしてブランド化に向けて進めていきたいと思います。それは決して大きなものではなくてもいいので、やはりほかとは違うというものを、できれば１点ものという形で取り組んでいければなと思います。また、農林だけじゃなくて水産も含めた、コラボという考え方もあるのではないかなという思いでおります。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　確かに、本当にそのとおりだと思います。最終目標はブランド品になればよろしいんですけれども、その手前でもいいと思うんですね。いずれにいたしましても、付加価値をつけて100円のものを200円で売るというような発想が、今必要になっていると思いますので、ぜひそこら辺は町長もさまざまな現場を歩いて、さまざまな要望とか意見を聞いていると思いますので、ぜひそれに関しましては事業化に結びつけてもらいたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、今ＴＰＰが結構注目されています。どの程度の影響額になるのか、影響が起こるのかというのは私はさっぱり予想できません。いずれ、農業・農家にとってはよいことではないということは、確かに言えると思うんですね。国などでも恐らく対策はとるんですが、この国の対策というのはややもすれば大規模な農家向けとか大規模な産地向け、あるいは本当にロットが大きいところのことを考えて、正直言って当町のような中山間っていいますけれども、大槌町の場合は山間地なんですね。山間地のものに対しては、まず取り組めるようなメニューが限られてきます。ですので、同じ農業者なんですけれども、ロットと場所によっては我が大槌町の農業者はその事業の恩恵を受けれないというのが今までもあった事実でございますから、恐らくＴＰＰ対策もそういうふうな状況になるのではないかと思っているわけです。

そこで大切になってくるのが、やはり答弁にもありましたが、小規模で兼業農家でも拾っていくんだと、独自支援でまず助けていくんだという答弁でございます。これが、やっぱりＴＰＰを見据えて当町の農業を考えた場合、国の施策は施策としても町独自の施策も今後必要になってくると思いますので、そこら辺も今後ＴＰＰを見据えた中で、今もやっていってもらいますけれども、そこら辺もやっぱり創意工夫しながら今後に備えていかなければいけないと考えています。

そこで、ＴＰＰを見据えて今後どのような農業行政にしていくのかというものを、お聞きして、一般質問の再質問は終わりたいと思います。最後の質問ですので、よろしく

お願いいたします。

○議長（小松則明君）　産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝　修君）　ＴＰＰによる町の農業への影響、それとその対策についてでございます。

環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるＴＰＰ協定につきましては本年の10月５日に大筋合意がなされたと発表されまして、この間には国において内閣総理大臣を本部長とするＴＰＰ総合対策本部が設置されているところでございます。

ＴＰＰによる本町農業への影響につきましては、私もその影響額等を具体的に試算する手法などの知見は残念ながら十分に持ち合わせていないことから、町としての試算は行ってはおりませんが、平成25年度に県が公表した試算７品目のうち、町内で関連の品目となる米、牛肉・乳牛に関しては、県全体で米が312億円、牛肉が91億円、乳牛が214億円それぞれ減少しまして、３品の合計では617億円の生産の減少額が生じるとの数値が示されているところであります。

また、今申し上げました３品目につきましては、つい最近になりまして県のほうで国が公表した品目ごとの農林水産物への影響についてや、総合的なＴＰＰ関連政策大綱等をもとにＴＰＰの協定交渉大筋合意により想定される本県農林水産業への影響中間取りまとめとして新たに発表した資料によりますと、その影響の想定は米では安価な米の輸入が増大し、流通量が増加した場合には業務用米を中心に国産米価格下落が予想されると。牛肉では、安価な牛肉の輸入が増大した場合には、輸入牛肉と競合する乳用種や交雑種等を中心に国産牛肉価格の下落が想定される。乳製品では、新設されます脱脂粉乳・バターの輸入枠は過去２年間の追加輸入量の範囲内のため、当面影響は小さいと見込まれる。また、北海道産の加工乳、加工の原料乳が都府県の飲料用に提供される場合には牛乳の価格の下落も想定されるというふうに発表されているところでございます。

なお、これら３品目につきましては、国のＴＰＰ総合対策本部が発表しました総合的なＴＰＰ関連政策大綱では、ＴＰＰ協定の発行に合わせまして米については政府備蓄米の運営を見直して、国別枠の輸入量相当の国産米を政府備蓄米として買い入れする。牛肉については肉用牛肥育経営安定化特別事業の法制化・補填率の引き上げ・肉用牛の肉用子牛保証基準価格の見直し、乳製品については加工原料乳生産保証金の単価見直しなどの措置を講ずるとされているところでございます。

町といたしましても、ＴＰＰにより町内農業振興に支障が出ないよう関連した国や県

の施策を注視しつつ、町で実施可能な事業メニューがあれば当然活用していきたいと考えております。またこれとあわせまして、やはりＴＰＰ対策以外も含めますが、町の農業振興にも絡めまして国や県の事業で対象とならないような小規模農家などには、やっぱり町単独事業などで支援措置を講じていかなければならないというふうに考えております。何分限られた予算の範囲内ではありますが、その範囲内でやはり効果的な対策について実施できるよう、次年度以降の事業メニュー、今回町単独の補助メニューを創設しておりますけれども、その事業内容メニューは確定ということではなくて、次年度に向けてブラッシュアップしながら検討していきたいと。検討に当たっては、ニーズ調査とか現状分析の制度を上げなければならないと考えますので、その辺は農協さんとか地域農業のリーダーとして県から認定される農業農村指導士の方々などと十分に協議をしながら、制度設計を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○９番（東梅康悦君）　質問ではございませんから。

議会も新しい顔ぶれになり、町長さんも変わった２回目の定例会でございました。さまざまきょうに至るまでいろいろなところで、旧庁舎問題で結構にぎやかになったところもありますが、いずれにいたしましても議会においても行政においても、今一番やらなければいけないのはこの復興です。それについては、本当に共通の認識だと思います。ただ、たまには議会もブレーキの役になったりアクセルの役になったりということも、これからもあると思いますので、ぜひ当局の皆さん、そのことは十分理解していただきたいなということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君の質問を終結いたします。

２時15分まで休憩といたします。

休　　憩　　午後　２時０５分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

再　　開　　午後　２時１５分

○議長（小松則明君）　再開いたします。

下村義則君の質問を許します。発言席へどうぞ。

なお下村議員につきましては、長時間立ったままでの質問は負担・負荷が極めて大きいことから、下村議員の一般質問につきましては演台ではなく発言席で行うことといた

しますので、ご了承お願いいたします。

○２番（下村義則君）　新生会の下村といいます。議長のお許しをいただきましたので、座ったまま通告書をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

東日本大震災津波で犠牲になられた方々に、この席をお借りいたしまして改めてご冥福をお祈りし、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

○議長（小松則明君）　下村議員、マイクを上げてお願いいたします。

○２番（下村義則君）　大震災より４年９カ月が経過し、さまざまな事業、特に住民にとって一番大事であります住まいの確保と生活再建が２年から最大で１年３カ月おくれていると言われています。作業員、資材不足など、さまざまな要因と推測されますが、被災された方々は限界に来ていることは、皆さんの知るところであります。

しかし、くい打ちのデータの改竄や切土・盛土をして造成した宅地が地盤沈下してひびが入ったとの報道もありましたので、待ちに待って入居した「終の住処」であります住居が安心して生活できない状況にならないように、当局の担当課を初め小まめに現場に出向き、「速かろう、悪かろう」にならないようチェックをお願いいたします。それによって、復興のスピードが減速しない努力も、引き続きお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、若干前議員の方と重なる部分があると思いますが、私からは５点質問させていただきます。

まず最初に、支援員配置事業について質問いたします。

大槌町地域支援員配置事業は、平成24年２月より北上市が大槌町にかわって岩手県の緊急雇用対策基金を活用し、運営は人材派遣会社ジャパンクリエイトが受託して行っている事業で、当初93名でスタートしたと聞いております。平成26年４月より総務省の復興支援員制度を活用し、事業主体は大槌町で、運営はジャパンクリエイトが継続し、行っています。支援員の人数は93名から57名に削減されましたが、引き続き町内の応急仮設で不便な生活をされています約1,700世帯の見守りや各種イベント、住民間のコミュニティのサポートをしています。

来年の平成28年３月で運営者のジャパンクリエイトが撤退すると聞いていますが、町長は10月の第３回定例会で支援員配置事業については継続すると言いましたが、改めて町長のお考えをお伺いいたします。

２点目は、臨時職員の対応について質問いたします。

平成23年３月11日に発生した大震災津波後の全町民が混乱している瓦れきだらけの町

で、地元であります浪板地区の行方不明になっている方や、私の実家の母親も行方不明になっていましたが、その捜索も大分落ち着いた５月より、私も役場の臨時職員に採用され、当時砂利だらけだったここ役場駐車場の誘導係、町営野球場にあった物資基地で各避難所へ自衛隊の方と一緒に物資の配分、応急仮設住宅が建設されてきてからは2,100世帯の仮設住宅へ冷蔵庫・洗濯機・炊飯器などの家電、家族全員分の布団セット、全国からの支援物資などを応急仮設の全戸へ配達いたしました。また、和野地区と恵水講地区に仮設住宅が建設され、入居が始まると橋が狭く危険ということで、朝夕の交通整理などの仕事をしてまいりました。あのような大変な状況の中、職員の皆様も不眠不休で業務してきたことは町民の皆様も承知していると思っています。

そこで、震災後現在でも大槌のために臨時の職員の方が内勤・外勤で一生懸命働いています。私は、正職員、派遣職員の方は当然ですが、臨時の職員の方の町に対する貢献度は大きいと考えております。今後、期間が来たから解雇するというような乱暴な対応をとらないでほしいと思いますが、町長は臨時職員の方々の今後の対応についてどのように考えているのか。例えば、職員を募集するときに募集基準を緩和するなり、優秀と認められる臨時職員については年齢関係なく優先して採用するとか、また複数年単位での雇用を結ぶとか、具体的な答弁をお願いいたします。

３点目は、水産業に対する町長の考えについて質問いたします。

ＴＰＰが政策大綱の決定を受け、県ＴＰＰ対策本部では農林水産業・商工業の経営安定を求め、政府に合意内容や影響に関する詳細な情報開示、大綱に示された対策の早期具体化、復興の妨げにならない配慮などを要望したと聞いておりますが、第一次産業であります水産業でも関税撤廃などについて反対運動を行っております。町として、農林水産業に対しての影響をどのように考えているのか、また国や県に対してどのような働きかけをしているのか、お伺いいたします。

水産業に対し、前町長はさまざまな行事に出席された際の挨拶で、「水産業は町の基幹産業」と繰り返してきました。基幹産業とは、一国の産業の基礎をなす産業とあります。まさしく、この町の基礎をなす産業と私も自負しておりますが、町長の水産業に対してのお考えをお伺いいたします。

４点目は、障がい者支援のあり方について質問いたします。

国において、平成24年４月に障害者自立支援法並びに児童福祉法が改正され、さらに平成25年には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害者総合支

援法が施行され、障がい者を取り巻く状況は大きく変化したように見えます。

大槌町でも、平成26年度から平成30年度の５年間を計画期間とする第２期大槌町障がい者計画を策定しております。この計画によりますと、国の各施策や県の障がい者に関する各施策の動向を踏まえながら、障がい者を取り巻く社会情勢や福祉のニーズを的確に捉え、さらなる障がい者福祉施策を目的とする総合的な指針として、この計画を策定したとうたっております。

しかし現実を見ますと、震災後既に４年９カ月を迎えましたが、被災弱者と言われる障がい者が仮設住宅などの全く異なる環境の中で厳しい生活を余儀なくされているのが実態です。このような状況で、どの場所にいても辛い思いをせず、人権が守られ、輝いて生きていけるような町の障がい者施策が求められていると思いますが、今後の施策についてお尋ねいたします。

最後に、空き室となった応急仮設住宅の有効活用についてお伺いいたします。

平成26年４月、町は被災者以外の方に応急仮設住宅の目的外使用を認め、用途を３種類に限定し、許可期間は１年と決め、使用料は間取りにより１万円から２万円で貸していました。平成26年10月から岩手県では沿岸被災地における工事施工者向けの宿泊不足を解消し、被災者の民間の住宅再建を円滑に進めるため、目的外使用を認めています。宮古市・釜石市・野田村では、空き室となった応急仮設住宅を用途廃止し、工事施工者向けの簡易宿舎として無償で貸しているそうです。当局のお考えについてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君）　初めに、支援員配置事業についてお答えをいたします。

復興支援員配置事業については、施政方針で述べておりますとおり来年度も継続して実施してまいります。議員ご指摘のとおり、受託者である株式会社ジャパンクリエイトとの契約が本年度をもって終了することから、現在来年度以降に向けた体制づくりの準備を進めているところであります。先般ご説明いたしました応急仮設住宅団地集約計画において、おおむね平成30年度までにはほとんどの仮設団地の集約が予定されており、今後退去者の増加により仮設団地の自治会運営や相互の支え合いが弱まることも懸念されております。このことから、仮設入居者に対する見守りなどの支援は引き続き継続してまいります。

次に、臨時職員の雇用についてお答えをいたします。

震災により甚大な被害を受けた当町としては、国・全国の自治体及び企業より多くの派遣職員をいただいておりますが、期限付臨時職員についても大きな戦力として業務に当たっていただいております。期限付臨時職員の任用については、災害その他重大な事故のため緊急に職員を任用する必要の場合、任用しようとする個々の職に臨時的に必要な職員を任用する場合において、文字通り期限を定めて臨時的任用を行うことができるものであり、期間の満了により退職となるものであります。また、臨時的任用という性質上、複数年度にわたる等長期の雇用はできないものであります。任用の際は、公共職業安定所へ求人による公募を行い選考することを基本としており、募集要件も配属を想定する部署の業務に則した内容となっております。期限の定めのないいわゆる一般職への任用については、地方公務員法上競争試験または選考によるものとされていることから、例年秋に実施している職員採用試験の受験をしていただくことが基本となります。

なお、震災以降は町任期付職員を採用しており、特にも土木部門の有資格者や民間企業での職務経験者等、一般職員で不足している分野の人材を任期を定めて採用して復興の加速化を図っております。今後の対応につきましては、期限付職員・臨時職員の財源の大部分を占めている緊急雇用創出事業が今年度で終了する見込みであることから、各所属の業務内容の精査を行いながら、臨時職員の適正配置に努めてまいりたいと考えております。業務が終了し、任期満了となる臨時職員については、就職相談会や就職セミナー等を開催し、対応してまいりたいと考えております。

次に、水産業に対する私の考え方についてお答えをいたします。

環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるＴＰＰ協定については本年10月５日に大筋合意がされたと発表され、同月９日には国において内閣総理大臣を本部長とするＴＰＰ総合対策本部が設置されたところであります。

ＴＰＰによる本町水産業への影響については、その影響額等を具体的に試算する指標などの見地を十分に持ち合わせていないことから、町としての試算は行っておりませんが、平成25年度に県が公表した試算によれば、水産業に関しては県全体で106億円の生産減少額が生じるとの数字が示されているところであります。ＴＰＰ協定については、県を初め農林水産関係団体からも国内の農林水産業に打撃を与えるものではないかという懸念が指摘されており、町といたしましても農林水産業の振興や農山漁村の維持などを内容として、町村会で行われたＴＰＰ協定に関する特別決議に賛同しており、11月18日には全国町村会を通じて政府に対し当該決議内容の実現について要請が行われておりま

す。

水産業に対する私の考えでありますが、本町はリアス式海岸の独特な地形が天然の良港を形成し、カキ・ワカメ・昆布・ホタテなどの養殖漁業や定置網漁業などが古くから営まれてまいりました。漁港につきましても、大槌漁港は国の水産業振興上の重要な漁港である第３種漁港に指定されておりますし、水産加工業などの水産関連業も盛んであります。町内でも、漁船漁業者や養殖漁業者などの生産者、仲卸や小売りなどの流通関連業、水産加工業などの直接的なものから、運送業、製造業、燃料などの供給事業者まで関係するすそ野の広い産業であり、そのことからも町の基幹産業であると考えております。

町の水産業は、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けましたが、国や県などの復旧事業や復興交付金等の活用により着実に水産業の基盤整備が図られており、市場水揚げ状況は震災以前に比べ平成26年度の実績で水揚げ数量が約４割、金額で約７割まで回復し、復興へ向けた歩みが着実に進んでおります。今後も、本町における水産業の再構築を確実に推進するため、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、障がい者支援のあり方についてお答えをいたします。

１点目の今後の障がい者施策の推進につきましては、現在昨年９月に基本計画である第２期大槌町障がい者計画を、また本年３月に実施計画となる第４期大槌町障がい福祉計画を策定し、基本計画の理念である「ともにつくるふれあいのまち大槌」の実現のため、地域で安心して生活できるまちづくりの推進、社会的自立と社会参加の促進、福祉のまちづくりの推進の三つの基本理念のもと、各般の施策を展開するところであります。

具体的には、障がいのある方が地域で生活していく上での課題などに対応する相談支援事業を、町内・釜石市の医療法人へ委託し実施しておりますほか、相談内容が多岐にわたる個人に関しては学校・医療機関・福祉施設・町などの多様な機関が連携し、そのお一人お一人への相談対応を行っているところであります。また、住まいの問題につきましては、長期入所や入院している方を対象に地域異動の仕組みづくりやグループホームの新設に向けた取り組みなど、釜石大槌地域自立支援協議会の場を活用し、実現に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

雇用・就労に関しましても、町内の就労系事業者や障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労面の支援とともに生活面の支援を実施し、障がいのある方が地域で暮らせる社会の構築に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、障がいのある方へのＩＣＴを活用した情報提供の推進につきましては、障がいを持つ方は障がいの程度もさまざまであり、日常生活の場面での必要性・重要性もさまざまあると考えるところであります。現在の対策は町のホームページでの音声案内などに限られておりますが、今後は自立支援協議会などから出される課題を検討していく中で、そのニーズ把握に努めていくことが必要であると考えております。

最後になりますが、空き室になった応急仮設住宅の有効活用についてお答えをいたします。

現在、岩手県では東日本大震災津波被害に係る復興事業による宅地供給が本格化することに伴い、住宅再建工事が集中して工事従事者の不足する地域において遠隔地からの工事事業者のため、仮設宿泊施設の提供を行うことにより早期の住宅再建を支援することを目的に、民間住宅建設事業者向け簡易宿舎貸出事業を実施しております。

当町においても、当該事業については住宅工事従事者に係る宿泊費用などの削減につながることから、住宅再建に向けての側面支援として必要な事業であると認識をしております。先般ご説明した応急仮設住宅団地集約計画により、当面の間団地全体が空き室となることは見込まれておりませんが、団地内の一部で空き室の群が生じた場合には、入居者の皆様のご理解のもと団地のコミュニティに配慮した上で、県と協議しながら部分的に宿舎転用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君）　再質問を許します。下村義則君。

○２番（下村義則君）　最初にお詫びを申し上げます。障がい者支援のあり方についての質問の中で、ＩＣＴに関する質問を飛ばしてしまいました。町長、済みませんでした。

それでは、最初に支援員事業について質問いたします。

今町長は、支援員配置事業について継続するということですが、この支援員事業は自己再建、災害公営住宅への転居が今後増加し、災害公営住宅に移られたひとり暮らしの方に対しても必要ですが、仮設住宅に何らかの理由で残る方へるサポートも今以上に必要と考えますが、当局のお考えについてお伺いいたします。

○議長（小松則明君）　被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君）　下村議員のご質問にお答えいたします。

さきの10月の定例会の中でも、復興支援について一応継続ということでの質問の中で、やはり仮設の部分が先般出されました集約計画の中におきましても、まだまだ仮設のほうが平成30年度までは存在するという部分が一応ございます。やはり、復興が進むにつ

れて応急仮設のほうから災害公営であったりあと防集のほうであったりとか、どんどん住宅再建が進んではきますけれども、まだまだ仮設のほうの戸数の部分の数字というものが、前回の集約計画の中で一応出てきているという状況になってございます。また、今般結構残っている方々につきましては、やはり福祉的な要素であったり、さまざまな問題等を抱えている入居者さんたちがまだまだいるという部分がございますので、この支援事業につきましては先ほど答弁のほうで申し上げたとおり、当面の間継続していきたいというふうに考えてございます。

あと、また災害公営等の部分につきましては、現在民生部のほうで多くなっておりますいろいろな支援のメニューの中で、例えば現在災害公営の見守りの部分につきましては地域福祉の健康推進班であったりとか、あとは介護包括、あと現在中心的に役割として担っていただいている社協の生活相談員等々も含めながら、見守りの部分については実施していきたいというように考えてございます。

○議長（小松則明君）　下村義則君。

○２番（下村義則君）　先ほど町長の答弁の中に、「来年度以降に向けた体制づくりの準備を進めている」とありました。そこで、支援員配置事業の大槌町の開始時期と運営会社の決定方法、運営体制についてお伺いいたします。どのように進めていくのでしょうか。

○議長（小松則明君）　被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君）　現在、支援者のほうが57名ほど雇用されているという状況になってございます。一応開始時期につきましては、当然４月１日を目指した形で現在準備のほうを進めていきたいと考えてございます。あと、業者選定の方法につきましては現行のルール等に基づきまして、本来であれば例えば指名競争入札であったりとか、またあわせて随意契約というふうな手法がございますので、それらも入れながら準備のほうを進めていきたいと思います。

また、町のほうとしての支援体制等につきましては、改めて再度議会のほうでも説明のほうを行いたいと思ってございます。

○議長（小松則明君）　下村義則君。

○２番（下村義則君）　来年の４月からという答弁でしたが、それまでに運営会社ですか、そういうのを決定しなきゃならないんですよね、あと３カ月くらいの間に。大丈夫、間に合うんですか。

○議長（小松則明君）　被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君）　いろいろな部分のご意見等も頂戴しながら、現在ちょっと民生部、あとはコミュニティの部分等々もございまして総合政策、あと新年度の職員体制の部分もございますのでその辺は総務課という形で、現在それらを含めた形で内部のほうで検討のほうはしているという状況になってございます。

○議長（小松則明君）　下村義則君。

○２番（下村義則君）　ちょっとニュースの中で、県営公営住宅に住んでいる人が県のほうに悩みとかそういうのを相談すると、県のほうに相談すると、県は「町のほうがコミュニティとかそういうのを支援するので、町のほうなり市のほうに行ってください」と。市のほうなり町に行くと、今度は「それは県営の建物なので、県のほうと相談してください」とたらい回しにされているような事例もあります。

　そこで、支援員配置事業について、今後災害公営住宅もふえてきますし、在宅のひとり暮らしの方、高齢者の方、また障がい者の方の見守り活動も含めまして、包括や社協の相談員の方は連携して、大槌町全体の活動にしていくことが必要と考えます。なるべく災害公営住宅が建設される前に支援員や相談員を配置し、各公営住宅や団地に新しく転居されてくる住民の方々がスムーズに溶け込んでいけるような体制を整えてあげてほしいと考えますが、今後の支援員はどのような点に配慮して活動するのか、また課題は何と捉えているのか、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員ご指摘のありましたたらい回しというか、相談にうまくつながらないというところは、ちょっと実態把握も含めて、あと議員さんのほうからもちょっと情報提供いただければなと思っております。

　いずれにしましても、災害公営住宅に移る移行の部分につきましては従来の復興支援員の体制、それと先ほどお話ししました地域包括支援センターなり保健師のほうが出向いて、あと社協さんとも連携とりながら個別の災害公営住宅を現在見回りしておるところでございます。そういった中で個別に見守らなければならない方、それよりも週一の見守りの方とか、そういったところで個々に必要な見守り体制というのを対応しておるところであります。また、あと月一で小地域ケア会議ということで地域包括センターのほうで行っております会議の中で、そうした生活支援相談員さん、復興支援員さん、社協の方、あとは民生委員さん等々が会合を持ちまして、問題となっている方がいないかどうか情報共有を図るなど、高齢者が中心のケースではありますけれどもそういった情

報提供に努めておるところでございます。いずれにしましても、今後も来年度の復興支援員の見直しの中で見守り体制は強化してまいりたいと思っております。

○２番（下村義則君）　よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　下村義則君。

○２番（下村義則君）　次に、臨時職員の雇用について質問いたします。

派遣職員の皆様には、自分の家庭や家族を犠牲にして大槌町の復興のため４年９カ月の間力を貸していただき、心より感謝いたします。もう少しの間、派遣職員の皆様の力を貸してください。第２期の復興期間も来年平成28年度で終了し、平成29年度からは第３期の最終期間になります。そこまでには、何とか当局と議会・町民が知恵を出し合い、すてきな町をつくっていきたいと考えております。

そこで、派遣職員の方の専門的な技術や知識を当町の職員や臨時職員の方もしっかりと学んでいただき、派遣職員の方々が各行政などに戻られましても支障なく日常の業務や行政サービスなどが施行されるためにも、臨時職員の方の力が必要と考えますが、再度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小松則明君）　町長。

○町長（平野公三君）　ご質問にお答えいたします。

まず、復興業務が徐々に収束していくことに伴い、やはり派遣職員が帰任することになりますけれども、確実に業務の引き継ぎを行い、職員数が減ったからといって日々の業務に支障を来したり、また町民へのサービスが低下するようなことにならないように留意しながら、人員配置をしてまいりたいと考えております。また、そのためには臨時職員の力が引き続き必要であると考えることから、公募により採用の上適切に職員を配置してまいりたいと、こう考えております。

○２番（下村義則君）　先ほど言いましたように、乱暴な扱い方だけはしないようにお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君）　下村義則君。

○２番（下村義則君）　次に、水産業に対する町長の考えについてお伺いいたします。

町長は、10月の第３回定例会で、漁業について漁獲から流通・加工・高度衛生管理体制を構築するなど、水産物の販路回復・拡大に向け引き続き漁業協同組合と連携を密にし、あわせて漁協自体の経営体質の強化に取り組んでいくと述べていました。

先ほど町長は、水産業が基幹産業であるというふうにお答えをされました。漁業者か

らのイメージが変わったと思います。今期の県内の漁期も後半となり、漁船漁業のサンマはほぼ半減、スルメイカは約３分の１、最盛期に入っている漁協の定置網漁の秋サケについても、11月現在で昨年比の40％にとどまっております。海水温の上昇、震災による稚魚放流の減少など、複合的な要因が重なっていると推測されますが、このような状況が続きますと基幹産業であります町の水産業が衰退するのではと、加工業者の方や漁協の漁業関係者の方も危惧しております。

繰り返しになりますが、町長の言う漁協の経営体質の強化とは、具体的にどのようなことですか、お伺いいたします。

○議長（小松則明君）　産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝　修君）　漁協の経営体質強化に向けた具体的な取り組みということでございますので、町長の方針を受けまして政策を展開しております当部のほうからお答えさせていただきます。

まず、町が漁協自体の経営体質強化に取り組む経緯からご説明いたします。いわゆる旧漁協につきましては、みずからが定置網漁業を営むなど地域水産業の中核を担っておりましたが、東日本大震災によって関連施設が甚大な被害を受け機能が不全に陥り、以前から厳しい経営状況が続いていたこともあり、実質経営破綻を余儀なくされたものであります。このため、町といたしましては漁業者のなりわいの再生、水産業の復興のために漁協を核とした復興が不可欠であることから、水産庁の指導を仰ぎながら平成24年３月に新たに現在の漁協が設立され、この新漁協については国の各補助事業や民間団体等の支援を受けながら、地域水産業の復旧・復興に向け懸命の努力を続けていることは、議員も詳しくご承知のことと思います。

旧漁協時代から、漁協が行っておりました事業の根幹をなす魚市場・製氷貯蔵施設・ふ化場の施設の復旧に当たりましては、新漁協の経営基盤が脆弱なことから、これらの施設の復旧については町が施設を所有することが補助金の交付の条件とされ、このため町の所有施設となっております。このことから、万が一漁協経営が立ち行かなくなった場合には、施設維持に関する負担等は最終的に、漁業者以外も含めました町民の方の負担とならざるを得ない状況となっております。このため、町の水産業全体の復興はもちろんのこと、漁協自体の経営体質の強化について関与する必要が生じているものでございます。

また、漁業は自然相手の業種となるため、漁獲量の不振や災害による養殖施設の影響

などは避けて通れないリスクでもありますが、これらのリスクにも一定程度対応できるような強い体質づくりにつきましては、これまでも小松議員、金﨑議員初めとしまして議員からもたびたびご指摘を受けているところでもございます。

漁協の経営体質の強化への具体の取り組みにつきましては、漁協の自営定置の乗組員確保や新規組合員の増加につなげるための漁業学校事業による人材確保策や、魚市場への水揚げ拡大のための衛生管理に関するアドバイザー、及び市場運営の効率化に向けた調査員の派遣、外来船誘致体制の構築などの事業により、特定の業種の漁獲等が減少した場合でも他の漁獲の取扱量をふやすことでカバーできるような交渉能力やノウハウの蓄積を促進しているとともに、これらの取り組みを進めるに当たっては漁協と十分にかつ粘り強く協議いたしまして、これらの協議を通じて職員の意識改革にも取り組んでいるところでございます。

○議長（小松則明君）　町長。

○町長（平野公三君）　私のほうから、経営強化というよりも漁協にと言われれば、やはり人材育成だろうなと思います。何事にも人だと、私は思います。やはり、そういう方々としっかりと膝突き合わせて、何が課題なのか、何が問題なのか話し合う場を持つべきだと思います。現場にこそ、やはり解決の糸口が私はあると思います。さまざまに行政側として課題を持っていますが、それは現実、実際働いている方々とは違うずれがあるような気がします。やはり、課題・問題は現場にあって、その解決の道も現場にあるような気がします。さまざまな方々とお話をしながら、しっかりと基幹産業である水産業、それにまつわる関連企業等々と関係者と膝突き合わせながらあるべき姿、基幹産業である水産業をどうするかというあたりはきちんと見つめていきたいと、こう考えております。

○２番（下村義則君）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　下村義則君。

○２番（下村義則君）　次に、障がい者の支援のあり方について質問させていただきます。

大槌町内の社団法人やＮＰＯ法人が運営する就労支援施設では、障がいを持つ方が企業への就職を目指すためと、福祉的就労を求めている方が通所しております。私がお尋ねしたいのは、そのような方ばかりではなく、町内には障がいを持っていながらもパソコンを習ってみたいとか、好きな時間に行って自由に運動したいとか、そういう意欲がありながらも、どこでそのようなサービスの提供を行っているのかわからないでいる障

がい者の方がいるのではないでしょうか。

町の計画の中で、情報提供とコミュニケーション支援の充実をうたっているのであれば、早急に対応を図るべきと考えますが、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（千田邦博君）　議員ご指摘の障がい者への情報提供とコミュニケーションの支援についてでございますが、情報提供としては今年度から新規で障害手帳を申請された方などに対しましては、大槌町の障がい者のしおりをお渡しするなど、手帳習得で受けられるサービスなどのご案内をしておるところでございます。

それと、コミュニケーション支援につきましては、手話通訳者を派遣する大槌町のコミュニケーション支援事業の実施、さらには昨年度から手話奉仕員の養成研修なども行っておるところでございます。さらに、日常生活用具寄附事業というものがございまして、情報意思疎通支援用具として展示ディスプレイなどの提供も実施しており、今後も幅広い障がい者の方に対応した各種施策を実施してまいりたいと考えております。

中には、障がい者の方でもパソコン教室などへ通える方もいらっしゃるかと思います。そういったときのためにも、そういったパソコン教室の情報などは収集しながら、そういった情報を身体障がい者の相談員さんなり役場なりでもきちっと情報を把握しながら、適切な情報提供が障がい者の方へ行き届くような情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○２番（下村義則君）　ぜひともお願いします。私は、パソコンを習いたくてもどこに行ったらいいのか、ちょっとわからないでいるわけです。だから、そういう情報を広報なり何かで出してくれれば、まず行く人は行くと思うんですよね。行かない人は、当然行かないと思うんですけれども。そういう情報を出してほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松則明君）　下村義則君。

○２番（下村義則君）　最後に、空き部屋になった応急仮設住宅の有効活用について質問いたします。

平成27年10末時点で、町内の応急仮設住宅は48団地、これはちょっと正確じゃございませんけれども48団地、2,100世帯のうちの入居世帯は1,710世帯で、空き世帯は390世帯と聞いております。住宅再建などが最大で１年３か月おくれている中、復興を推進するための有効な活用方法として工事施工者に向けた簡易宿舎として、繰り返しになります

が貸してはどうでしょうか。このことについて、これまでの内部での検討内容や、なぜ今まで大槌町ではできなかったのか、岩手県との検討状況及び今後の方針について具体的に答弁をお願いいたします。

○議長（小松則明君）　被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君）　改めまして、この応急仮設住宅の有効活用ということで、こちらのほうは岩手県におきまして、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、宅地供給が本格化してくる中で、被災者の方々から住宅の施工業者が見つからない、もしくは施工業者さんのほうからは宿泊の施設のほうが不足しているということで、なかなか両者とも合わない状態で住宅の再建がおくれてきているという部分がございまして、県のほうといたしましては応急仮設住宅を宿舎転用して、工事施工業者のほうにそれを貸し出しするということになってございます。

これについては条件等々が一応ございまして、貸し付けする仮設のほうの団地の空き戸数等々については、あいている部屋単位ではなくて棟が１棟とか、あともしくは仮設住宅がまるっとなくなってしまうというような条件がございます。現在町のほうといたしましては、当然仮設団地が全部なくなるという部分はございませんし、あと棟が全部空になっているという部分がないという部分がございます。住宅再建も今後進む中で、やはり住宅施策の一つとしては宿舎転用のほうは当然検討していかなきゃならないという部分はございます。さきに策定いたしました集約計画の中で、あくまでも推計値になりますけれども、現在４仮設団地のほうが年度末には１棟あくのではないかというのが予想されています。この部分につきましては、当然県のほうとも協議をしながら、住宅再建に向けた一つの目玉というわけではございませんけれども、そういった応急仮設の有効活用については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君）　下村義則君。

○２番（下村義則君）　ぜひとも県のほうと協議しながら、あとは業者に、私が質問してこんなこと言うのは何なんですけれども、業者の方といいますか、仮設のコミュニティなりを壊さないような方法で、まず貸していくという格好でいってもらえればなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（小松則明君）　下村義則君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす16日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散　会　　午後３時１３分